

第713号
令和4年
2022年12月



広報 やわた

ホームページ
<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 FAX(075)982-7988

令和4年(2022年) 11月1日現在
人口6万9594人 前月比 66人減
男: 3万3843人 女: 3万5751人
世帯 3万3744世帯
動き 出生 27人 死亡 69人
(10月分) 転入 177人 転出 201人

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています



紅葉 (男山展望台、11月19日)

今月の主な内容

- 令和4年度文化賞・スポーツ賞、秋の叙勲等、緊急支援給付金・家計支援給付金、令和5年八幡市二十歳のつどい(旧成人式) 2面
- 年末年始の業務案内・交通規制、消防団の年末特別警戒など 3面
- 健康特集(スマートフォンヘルネスシテイの実現に向けた健康まちづくり) 4面
- 市職員の給与等の状況 5面
- 国保特集(高額療養費制度、福祉医療制度) 6面
- 個人住民税の特別徴収、償却資産の申告、消費税インボイス制度説明会、マイナポイント第2弾など 7面
- 第8次行政改革基本方針策定に向けて答申、新型コロナウイルスワクチンなど 8面
- 人権特集(12月4日〜10日は人権週間) 9面
- 市制施行45周年記念式典、デザインマンホール新本庁舎落成記念式典、テザインマンホール蓋を設置など 10面
- やわたブランド「ヤワタカラ」認定品を募集、 11面
- 来年度の放課後児童クラブ入所など、子育て特集(大きくなっくれ、子育てすくすく) 12面
- 情報ひろば(市政、スポーツ、イベント、講座・教室、募集) 14・15面
- 相談、年金、短信、生活、図書館 16・17面
- 保健医療(健康診査・相談、予防接種、がん検診ほか) 18・19面
- まちの話題(秋の文化財一斉公開、防災デモキャンプ、八幡市民文化祭) 20面

市公式SNS

<p>YouTube</p> 	<p>Twitter</p> 
<p>LINE</p> 	<p>Instagram</p> 

市と市議会では、年賀状などを自粛しています。ご理解をお願いします。

掲載している事業・イベント等は、新型コロナウイルスの影響で変更・中止となる場合があります。最新情報は、各担当部署等にご確認ください。

令和4年度文化賞・スポーツ賞

11月3日(木・祝)、文化やスポーツの各分野で活躍された人や団体を文化センターで表彰しました。長年にわたり文化やスポーツの振興・発展に貢献された3人1団体が功労賞を受賞されました。

3人1団体に功労賞

また、昨年9月から今年8月までに文化やスポーツの大会等で優秀な成績を収めた28人が、各賞を受賞されました。受賞者は次のとおりです(敬称略)。

文化賞

- ▼功労賞Ⅱ小山嘉巳(絵画)、西田聖子(舞踊)、特定非営利活動法人八幡たけくらぶ(自然文化)
- ▼優秀賞Ⅱ伊藤瑞希(アニメーション)、大野爽太(eスポーツ)、為平澤(現代詩)

スポーツ賞

- ▼功労賞Ⅱ岡島治(ゴルフ)
- ▼優秀選手賞Ⅱ中原脩人(アメリカンフットボール)、城優芽(ウエイトリフティング)、松井麟太郎(トライアスロン)、藤井桃子(バドミントン)、樋口裕樹(フェンシング)、畠田咲希(駅伝)、瀧野未来(陸上)



文化賞・スポーツ賞受賞の皆さん

- 三原梓(駅伝)、由井廉太郎(レスリング)、岡本一輝(レスリング)、田島星里(レスリング)
- ▼ジュニア賞Ⅱ長尾杏虹(空手)、谷柚嬉(空手)、中尾優亜(柔道)、中西大輝(柔道)、横田悠斗(柔道)、内藤翔太(相撲)、松井暖々(トライアスロン)、新屋もも(バレーボール)、奥崎朝香(BMX)、小川咲翔(ミニバスケットボール)、祝井啓輔(ミニバスケットボール)、辻村翔琉(ミニバスケットボール)、板倉大和(陸上)、田島璃子(レスリング)

令和4年度優良PTA

文部科学大臣表彰

PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰する「令和4年度優良PTA文部科学大臣表彰」を、橋本小学校PTAが受賞されました。

☎社会教育課 (☎983-5674)

☎社会教育課 (☎983-3088)



コロナ〜エイジズム〜0次予防

令和4年は、オミクロン(株・第6波)に始まり、オミクロン(第8波?)で暮れようとしています。本年10月26日の読売新聞(コロナ警告シリーズ)で『高齢者は弱い』とのイメージとともに、一部でエイジズム(年齢差別)が広がったとする原田謙実実践女子大学教授(社会学)の見解、さらに、世界保健機関(WHO)は昨年3月『コロナは高齢者に壊滅的な打撃を与えた』とし、今後10年間のテーマに『エ

エイジズムとの闘い』を掲げている旨を紹介していました。他方で、WHOは「0次予防」(primordial prevention)の訳で、直訳では根本的な予防)を提唱しています。これは、病気を引き起こす原因やリスクファクターを個人レベルで自覚し取り除く、いわゆる「1次予防」の前段階で発症やリスクファクターにつながる社会的な環境要因等の改善を通じて病気の発生を予防しようとする考えです。

エイジズムとの闘いを前提として八幡市の「0次予防」、健幸のま

秋の叙勲等 2人1団体が受章

内閣府から秋の叙勲等が発表され、本市から2人1団体が受章されました。

秋の叙勲

旭日小 綾章
青山高博さん(元テレビ大阪(株)社長)

秋の褒章

緑綬褒章
朗読ボランティアサークルよむよむ(朗読奉仕団体)

危険業務従事者叙勲

瑞宝単光章
古谷俊幸さん(元大阪府警部補)

緊急支援給付金・家計支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等には1世帯あたり5万円(緊急支援給付金)を、緊急支援給付金の対象とならない世帯には、八幡市独自の給付金として1世帯あたり7千円(家計支援給付金)を支給します。



電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等には1世帯あたり5万円(緊急支援給付金)を、緊急支援給付金の対象とならない世帯には、八幡市独自の給付金として1世帯あたり7千円(家計支援給付金)を支給します。

区分	支給対象	申請手続	支給額	申請期限・給付時期	受付場所
緊急支援給付金 ①住民税非課税世帯	令和4年度住民税均等割が非課税の世帯	12月1日(木)から順次、申請書類(確認書)を送付します。内容の確認後、確認書と添付書類を同封の返信用封筒に入れて返送してください。	1世帯 5万円	令和5年 2月13日(月) 消印有効	八幡市役所旧別館 2階(旧環境事務所)
緊急支援給付金 ②家計急変世帯	予期せず令和4年1月～12月の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯	申請が必要です(申請受付は12月12日(月)～)。対象になるかご不明な場合は、お問い合わせください。	1世帯 7千円	※不備なく受理した日から、約1カ月で振込予定。	①②12月1日(木)から開設予定 ③12月12日(月)から開設予定
緊急支援給付金 ③家計支援給付金	上記給付金の対象とならない世帯	12月12日(月)から順次、申請書類(確認書)を送付します。内容の確認後、確認書と添付書類を同封の返信用封筒に入れて返送してください。	1世帯 7千円	※令和5年1月10日(火)からは、新本庁舎で受け付けします。	

※①②のみ住民税が課税されている人の被扶養者のみで構成される世帯を除く。
※生活保護受給者や令和4年9月30日現在、住民基本台帳に登録されている外国人も要件を満たす場合は対象となります。
※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)を受給済みでも、要件に該当すれば支給を受けることができます。
※受給できるのは①～③のいずれか1つのみです。

☎緊急支援給付金に関すること (☎983-1515)、家計支援給付金に関すること (☎983-1811 (12月1日から開設予定))

令和5年八幡市二十歳のつどい(旧成人式)

成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い「成人式」の名称を「二十歳のつどい」に変えて、これまでどおり20歳の人を対象に開催します。また、過去2年間は新型コロナウイルス対策として、2部制で開催していましたが、今回から1部制に戻し、式典終了後、旧友との再会を祝う「二十歳を祝う会」を午前中に行います。お間違えのないよう、ご注意ください。

なお、11月1日現在、本市在住で、対象者(平成14年4月2日～平成15年4月1日生)には、12月中旬に案内状を送付します。



- 日時 令和5年1月9日(月・祝) 式典Ⅱ午前10時30分、二十歳を祝う会Ⅱ午前11時30分
- 場所 文化センター
- ※市外に転出された対象者の参加可。
- ※駐車台数に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。
- ※対象者以外の入場はご遠慮ください。ただし、障がい等の理由により、付き添いが必要な人のみ保護者等の入場可。
- ※コロナ禍の状況により、開催内容を変更、または中止する場合があります。

☎社会教育課 (☎983-5674)

年末年始の業務案内

市役所の窓口業務は、 12月29日(木)から1月3日(火)まで休みです

市役所の窓口

市民課などの窓口業務は、12月28日(水)まで。年始は1月4日(水)から業務を開始します。

ごみ収集

年末年始のごみの収集は次のとおりです。(表)

▼大型ごみ(予約・持ち込み) 年末は12月28日(水)正午まで。年始は1月4日(水)から。

※予約は環境業務課へ。▼資源物(カン・ビン・ペトボトルなど) 年末は12月28日(水)午前8時まで。年始は1月5日(木)から。

▼上下水道の故障・修理 12月29日(木)～1月3日(火)の故障・修理は美

濃山浄水場(☎981・3255)へ連絡してください。なお、開閉栓業務は行いません。

※都市再生機構の賃貸住宅にお住まいの人は(☎06・6969・2151)へ、分譲住宅の人はそれぞれの管理事務所へ。

▼八幡市 休日応急診療所 年末年始の診療日は、12月31日(土)～1月3日(火)。

各日とも受付時間は、午前11時30分～午後5時30分。診療時間は正午～診療科目は、内科・小児科。場所は市役所北側母子健康センター(☎983・3001)です。

※新型コロナウイルス対策のため、事前に電話にて診察予約をお願いします。な

▼燃やすごみ 収集地域 年内最終日 年始開始日

収集地域	年内最終日	年始開始日
月・木曜日	12月29日(木)	1月5日(木)
火・金曜日	12月30日(金)	1月6日(金)

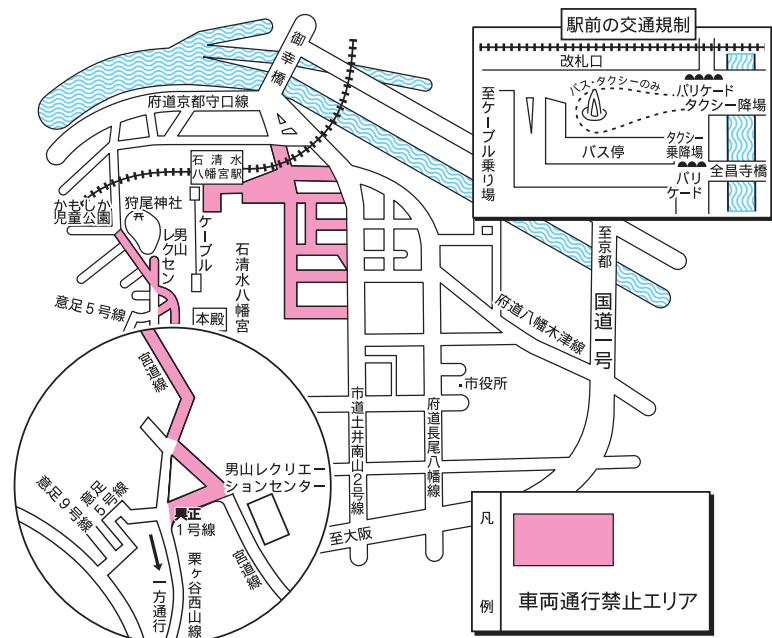
収集地域	年内最終日	年始開始日
月曜日	12月19日(月)	1月16日(月)
火曜日	12月20日(火)	1月17日(火)
水曜日	12月21日(水)	1月4日(水)
木曜日	12月22日(木)	1月5日(木)
金曜日	12月23日(金)	1月6日(金)

収集地域	年内最終日	年始開始日
月曜日	12月26日(月)	1月9日(月・祝)
火曜日	12月27日(火)	1月10日(火)
水曜日	12月28日(水)	1月11日(水)
木曜日	12月29日(木)	1月12日(木)
金曜日	12月30日(金)	1月13日(金)

※汚れているプラマーク製品(プラスチック製容器包装)はリサイクルできないため、燃やすごみに出してください。※年始は収集車両を増やしています。普段よりも早く収集することがありますので、必ず午前8時までにお出してください。

年末年始の交通規制のお知らせ

年末年始に交通規制が行われます。規制時間等は次のとおりです(混雑状況により延長および規制解除をする場合があります)。



- 石清水八幡宮駅周辺の交通規制
 - ▶12月31日(土) 午後10時～
 - ▶1月1日(日・祝) 午前5時、午前8時～午後6時
 - ▶1月2日(月・振休) 午前9時～午後6時
 - ▶1月3日(火) 午前9時～午後5時
- 橋本地区の交通規制
 - ▶12月31日(土) 午後10時～1月1日(日・祝) 午後6時
 - ▶1月2日(月・振休) 午前9時～午後6時
 - ▶1月3日(火) 午前9時～午後5時

☎八幡警察署交通課(☎981-0110)

※橋本地区は1月7日(土)～9日(月・祝) 午前9時～午後3時 石清水八幡宮(☎981-3001)による交通規制が行われます。

年末の交通事故防止 府民運動

12月1日(木)～10日(土)

スローガン

「年の瀬も焦らずゆつくり京の道」

街頭啓発
▶日時 12月1日(木) 午後4時～
▶場所 スーパーセンター イズミヤ八幡店
☎管理・交通課(☎983-5144)

小児救急医療

京都田辺中央病院は、年末年始も対応。男山病院の診療時間は、年末は12月30日(金)午前11時30分まで。年始は1月4日(水)から。

宇治徳洲会病院の診療時間は、年末は12月30日(金)まで。年始は1月4日(水)から。

宇治徳洲会病院の診療時間は、年末は12月30日(金)まで。年始は1月4日(水)から。

尿の臨時収集(有料)

年末年始前後の臨時収集の予約は、受付件数に限りがあるため、城南環境事業

システムメンテナンスの

システメンテナ

コンビニ交付サービス

年末年始前後の臨時収集の予約は、受付件数に限りがあるため、城南環境事業

システメンテナ

コミュニティバス

12月29日(木)～1月3日(火)まで終日運休。

☎管理・交通課(☎983・5144)、京都京阪バス(株)(☎972・0501)

八幡市消防出初式は規模を縮小して開催します

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年実施しております分列行進、一斉放水は中止といたします。

日時 1月8日(日) 午前10時～正午
場所 男山中学校グラウンド(雨天中止)

☎消防本部(☎981-0223)

消防団の年末特別警戒

八幡市消防団(吉川栄樹団長)は12月27日(火)～30日(金)に年末特別警戒を実施します。新年を火災等が起こることなく無事に迎えられるよう、団員以下314人の消防団員が、各部の消防器具庫を拠点に午後9時～翌午前1時に市内全域をパトロールします。

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119		
令和4年1月～10月累計 () 内10月分		去年同期累計
火災出動	16件 (2)	8件
火災以外の出動	328件 (35)	263件
救急出動	3,541件 (364)	3,149件
搬送人員	3,163人 (330)	2,933人

特別対談

スマートウェルネスシティの実現に向けた健幸まちづくり



そこで、SWCの考えを提唱された筑波大学大学院人間総合科学研究科教授の久野譜也先生をお招きし、堀口市長との対談を実施し、人生100年時代を幸せに生き抜くポイント、少子高齢化社会で必要な取り組みや、八幡市の健幸まちづくりの成果と課題等について伺いました。

堀口 文昭

八幡市長

久野 譜也さん

筑波大学
人間総合科学学術院教授



平成4年筑波大学大学院博士課程医学研究科修了。博士(医学)。東京大学大学院助手などを経て、平成23年より現職。

「知る」「行動に移す」「続ける」が大切 社会との関わりを持ち続けよう

人生100年時代を幸せに生き抜くためには

——人生100年時代を市民の皆さんが幸せに生き抜くための思いや取り組みについて市長の考えは

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

市長 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

もう一つは、先ほど市長のお話のとおり、緊張感を持つということ、社会との関わりを持つてほしいという事です。仕事という社会参加が終わった後で、どのように社会と関わって

——国でもコミュニティの重要性や社会的包摂といったことが重要視され始めているが、思うことは

教授 社会的包摂は、人と人が助け合って誰も取り残されず、誰もが社会参加する機会を持つことを意味します。この社会的包摂の反対語は社会的孤立です。社会的に孤立していることが死因の中でも非常に高い要因として科学的に証明されています。これは、中学生代や子ども、中高生でも起こる問題で、引きこもりやヤングケアラーの問題なども社会的孤立の一例です。

——自治体が目指すべき「まち」の姿や必要な取り組み

少子高齢化・人口減少社会の中で

教授 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

教授 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

教授 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

教授 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

教授 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

教授 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

教授 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

教授 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

教授 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。

教授 現時点において、平均すると80年以上生きる時代になっています。さらに100歳までとなると「食」「運動」、そして負担のない「緊張感」が重要で、「緊張感」は社会とのつながりを持つということに近いと思います。



対談する久野教授(中央)と堀口市長(左)を迎え、塚尾晶子さんに司会を

す。施設という視点では、子ども・子育て支援センター「すくすくの杜」という施設を平成27年度にオープンし、子どもたちが自由に遊べるだけでなく、子育てをする保護者が情報交換や気軽に子育ての悩みを相談できるように運営しています。

また、SWC首長研究会でご紹介いただいた文字の書いていない絵本を使った「子はたからプロジェクト」などの取り組みも進めているところでは、

教授 自身の反省の一つでもあるのですが、超高齢社会という中で、中高年

八幡市の健幸まちづくりのこれまでの成果と今後の課題

——医療費等の抑制効果を確認するなど、着々と成果が出始めている。今後取り組み方向性とメッセージを

市長 これまで歩くことを促す「やわた未来いきいき健幸プロジェクト」や、健幸情報伝達の仕組みとして「健幸アンバサダー事業」に取り組んできましたが、これらを通じていきたいと考えています。

教授 順調にSWCの理念を具体化していただけたらと思っております。これからも継続していきたいとお言葉もいただき、我々としても嬉しい気持ちです。

八幡市の先見性の中で、データもうまく活用しながら今の生活をより良くするという観点と、これから産まれてくる子どもたちを含めて20年、30年後の未来を見据えて、よりよい「まち」になっていくための取り組みや、まちづくりを進めていただければと思っています。

市長 これまで歩くことを促す「やわた未来いきいき健幸プロジェクト」や、健幸情報伝達の仕組みとして「健幸アンバサダー事業」に取り組んできましたが、これらを通じていきたいと考えています。

教授 順調にSWCの理念を具体化していただけたらと思っております。これからも継続していきたいとお言葉もいただき、我々としても嬉しい気持ちです。

市長 これまで歩くことを促す「やわた未来いきいき健幸プロジェクト」や、健幸情報伝達の仕組みとして「健幸アンバサダー事業」に取り組んできましたが、これらを通じていきたいと考えています。

教授 順調にSWCの理念を具体化していただけたらと思っております。これからも継続していきたいとお言葉もいただき、我々としても嬉しい気持ちです。

市職員の給与等の状況をお知らせします

市の職員数や給与、特別職の報酬等の概要をお知らせします。
市職員に支給される給与は、地方公務員法第24条の規定により、
国および他の地方公共団体の給与等を考慮して市条例で定め

ます。なお、ここでお知らせする給与等は、税金や各種保険料などを
差し引く前の額で、いわゆる『手取り額』ではありません。
問人事課 (☎983-1792)

職員の任免および職員数

◆職員の採用および退職の状況 (令和3年度)

採用者数		退職者数	
職種	採用者数	退職事由	退職者数
事務職	5人	定年退職	16人
技術職	3人	勸奨退職	0人
歯科衛生士	2人	普通退職	1人
保育士	1人	その他	1人
消防職	5人	計	18人
調理員	1人		
技術員	1人		
計	18人		

◆部門別職員数 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		令和3年	令和4年	
一般行政部門	議会	7人	6人	△1人
	総務	87人	89人	2人
	税務	28人	28人	0人
	労働	1人	1人	0人
	農林水産	9人	8人	△1人
	商工	9人	9人	0人
	土木	40人	40人	0人
	民生	145人	146人	1人
	衛生	65人	65人	0人
	小計	391人	392人	1人
特別行政部門	教育	77人	77人	0人
	消防	81人	86人	5人
	小計	158人	163人	5人
公営企業等会計部門	水道	18人	18人	0人
	下水道	9人	8人	△1人
	その他	33人	34人	1人
	小計	60人	60人	0人
合計		609人	615人	6人

(注)職員数は一般職に属する職員数です。

職員の手当の状況

◆期末手当・勤勉手当 (令和4年4月1日現在)

八幡市		国	
1人当たり平均支給額 (令和3年度)		-	
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.9月分	2.55月分	1.9月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5%~15%	役職加算	5%~20%
管理職手当の月額を加算		管理職加算	10%~25%

◆地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)		118,431千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)		207,047円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
八幡市	6%	579人	6%
宇治市	6%	7人	6%
京都市	10%	3人	10%

(注)人事交流、派遣等により八幡市以外の地域で勤務を命じられた職員の地域手当については、当該職員の勤務地が所在する市町村の支給率で支給しています。

◆特別職の報酬等 (令和4年4月1日現在)

区分	給料月額等	
給料	市長	848,700円
	副市長	721,300円
報酬	議長	550,000円
	副議長	500,000円
	議員	470,000円
期末手当	市長	(令和3年度支給割合) 3.35月分
	副市長	
	議長	
	副議長 議員	
退職手当	(算定方式)	
	市長	848,700円×在職年数×550/100
副市長	721,300円×在職年数×325/100	

職員の給与

◆人件費の状況 (令和3年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和4年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
69,754人	30,157,778千円	829,538千円	5,992,896千円	19.9%	15.9%

(注)人件費は、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬等も含まれます。

◆職員給与費 (令和4年度普通会計当初予算)

職員数 C	給与費				1人当たり給与費 D/C
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計D	
590人	2,027,415千円	553,182千円	859,652千円	3,440,249千円	5,831千円

(注)職員手当には扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当等があり、退職手当は含まれません。

◆職員の年齢、給料月額および給与月額 (令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	38.7歳	295,600円	383,848円
技能労務職	43.3歳	277,000円	340,236円

(注)①「一般行政職」とは、事務など職員構成比が一番高い職種(税務、水道、消防、保育園、幼稚園等を除く)で、「技能労務職」とは、調理、庁務、清掃等の職種です。
②「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。
③「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

◆職員の初任給 (令和4年4月1日現在)

区分	初任給	2年後の給料
大学卒	182,200円	195,500円
高校卒	154,900円	165,900円

(注)初任給は、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の給料の額です。

◆職員の在職年数別・学歴別給料月額 (令和4年4月1日現在)

区分	在職年数10年	在職年数20年	在職年数30年
大学卒	255,000円	320,500円	343,700円
高校卒	223,200円	295,800円	337,300円

(注)「在職年数」とは、高校や大学を卒業してすぐに職員になった場合の在職期間です。

◆一般行政職の級別職員数 (令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前構成比	5年前構成比
1級	主事・技師の職務	40人	12.5%	12.8%	19.7%
2級		52人	16.2%	19.4%	27.1%
3級	主任の職務	82人	25.5%	20.9%	11.0%
4級	係長、主査の職務またはこれに相当する職務	46人	14.3%	14.1%	14.5%
5級	課長補佐の職務またはこれに相当する職務	27人	8.4%	11.6%	7.7%
6級	課長の職務またはこれに相当する職務	46人	14.3%	12.8%	11.6%
7級	部長の職務またはこれに相当する職務	28人	8.7%	8.4%	8.4%

(注)八幡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

◆退職手当 (令和4年4月1日現在)

八幡市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 18,649千円					

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

◆その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	国の制度
扶養手当	○配偶者	52,532千円	208,460円	同じ
	○子			
	○父母等			
	○特定期間の子に係る加算			
住居手当	○借家等	42,468千円	281,245円	同じ
	家賃月額16,000円超対象 支給限度額28,000円			
通勤手当	○交通機関利用者	49,302千円	109,560円	交通用具使用者 自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額2,000円から31,600円を支給
	通勤に要する運賃の6月定期相当額を一括支給 1月当たり55,000円が限度			
管理職手当	○交通用具使用者	59,890千円	587,157円	管理・監督の地位にある職員に対し、職責に応じて俸給の特別調整額として、46,300円から139,300円を支給
	自動車等を使用し、通勤距離が片道2km以上の場合に距離に応じて月額3,000円から30,500円を支給			
	管理または監督の地位にある職員に対し、職責に応じて支給			
	理事			
	部長職			
	部次長・参事			
課長職				
主幹				

国民健康保険の高額療養費制度

ひと月の医療費(※①)の自己負担額が高額になったとき、基準に該当する場合は、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として支給されます。申請は保険証、領収書、口座番号、個人番号(マイナンバー)のわかるもの(※②)が必要です。確定申告で医療費控除を受けられる場合は「医療費等の明細書」を作成すれば領収書の提出は不要となります。必ず領収書を手元に保管しておいてください。

※①ひと月の医療費とは
月の1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担額。
※②個人番号(マイナンバー)がわかるものとは
マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認書類(運転免許証等)をご提示ください。代理人は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

1 70歳未満の人の場合
同じ医療機関で支払った医療費が対象です(院外処方の場合、調剤と同じ医療機関として計算。異なる医療機関の分は、それぞれが2万1千円以上であれば合算対象となります。また、同じ医療機関でも内科と歯科、入院と外来は別々に計算します。なお、入院や外来でひと月の自己負担額が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を国保医療課で受けておくと、各医療機関での自己負担額は限度額までとなります。

2 70歳以上75歳未満の人の場合
病院・診療所、歯科の別な合算できます。外来(個人単位)と入院・外来(世帯単位)で限度額が異なります。なお、入院や外来でひと月の自己負担額が高額になる場合は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得者I・IIに該当する人)」または「限度額適用認定証(現役並みI・IIに該当する人)」の交付を国保医療課で受けておくと、各医療機関での自己負担は限度額までとなります。

☎国保医療課国保係 (☎983-2962)

1 70歳未満の自己負担限度額(月額)

区分		医療費の自己負担限度額		
		3回目まで	4回目以降(※3)	
住民税課税世帯	上位所得者(※1)	基礎控除後の総所得(※2) 901万円超	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
		基礎控除後の総所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
	一般	基礎控除後の総所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
		基礎控除後の総所得 210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯(※4)		35,400円	24,600円	

※1 所得の申告をしていない人も、上位所得者とみなされますので、必ず申告してください。
※2 基礎控除後の総所得とは、国保被保険者それぞれの前年の所得から基礎控除を引いた額を全て合算した額。
※3 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。
※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。

2 70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

区分		自己負担限度額		
		外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	4回目以降(※5)
住民税課税世帯	現役並み所得者(※1)	現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	252,600円 + (医療費の総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
		現役並みⅡ (課税所得380万円以上)	167,400円 + (医療費の総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
		現役並みⅠ (課税所得145万円以上)	80,100円 + (医療費の総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
	一 般 (※2)	18,000円 (年間上限額) 144,000円	57,600円	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ(※3)	8,000円	24,600円	
	低所得Ⅰ(※4)		15,000円	

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。なお、同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額が210万円以下の場合は「一般」となります。
※2 現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人。
※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)。
※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。
※5 過去12カ月間に1世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合。

福祉医療制度のお知らせ

■福祉医療制度

種類	対象	医療費の自己負担	手続きに必要なもの	所得制限
子育て支援医療	中学3年生までの子ども	1カ月1医療機関、入院・外来(内科・歯科)各200円	健康保険証	なし
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の母または父と18歳以下の子ども、遺児	原則なし	戸籍謄本、健康保険証、課税証明(※1)	あり(所得制限額参照)
障がい者医療	身体障害者手帳1～3級または療育手帳を持つ75歳未満の人		障害者手帳または療育手帳、健康保険証、課税証明(※1)	
重度心身障がい老人健康管理事業	後期高齢者医療被保険者で身体障害者手帳1～3級または療育手帳を持つ人		後期高齢者医療被保険者証、障害者手帳または療育手帳、課税証明(※1)	
老人医療	満65歳～69歳の人	2割または3割 ※世帯内に65歳以上で住民税課税所得が145万円以上の人がいる場合は3割	健康保険証、課税証明(※1)	本人、配偶者、同一世帯員および扶養義務者全員が所得税非課税

※1 転入された人で、申請年度の証明が必要となる場合があります。なお、転入以外の方は不要です。

■所得制限額

区分	扶養人数	所得制限額			
		0人	1人	2人	以降1人につき
ひとり親家庭医療	本人および同居の扶養義務者	236万円未満	274万円未満	312万円未満	38万円加算
障がい者医療・重度心身障がい老人健康管理事業	本人	360万4千円以下	398万4千円以下	436万4千円以下	38万円加算
	配偶者および扶養義務者	628万7千円未満	653万6千円未満	674万9千円未満	21万3千円加算

※2 上記の額は、令和3年中の所得から本人控除(障害者控除)や社会保険料控除を差し引いた額です。
※3 所得が未申告の場合は申告が必要です。

▶医療費の自己負担金を助成

市内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の自己負担金の一部を助成する5種類の福祉医療制度を実施しています。

各医療制度の内容に該当しているが、手続きをしていない人は、お問い合わせください。

▶医療費の助成・給付

福祉医療制度の受給者証を交付された人は、次のように助成を受けることができます。

京都府内の医療機関等で診療を受けた場合

医療機関窓口で受給者証を提示すれば、窓口で助成を受けることができ、各制度の自己負担分の支払いとなります。

京都府外の医療機関等で診療を受けた場合

医療機関窓口で通常の自己負担額を支払った後、制度担当課にて、医療費支給申請をすることで、支払った自己負担額のうち、各制度の自己負担分を除いた額を給付します。

※申請には領収書が必要です。

▶老人医療負担金貸付金のお知らせ

市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に入院時の医療費の自己負担金の貸し付けを行っています。

貸し付けには、所得・世帯状況等要件があります。詳しくはお問い合わせください。

☎国保医療課医療係 (☎983-2976)

償却資産の申告書等は京都地方税機構に提出を

提出期限は令和5年1月31日(火)まで

償却資産(事業用資産)とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができ、有形固定資産で、構築物や機械および装置、備品等のことをいいます。

1月1日現在で市内に事業用の資産を所有または市内の事業所に償却資産を貸している個人または法人は、償却資産の申告が必要で、期限間近になると大変複雑します。令和5年1月中旬までの早期申告に協力をお願いします。

令和3年度申告分から提出先が京都地方税機構に変わり、京都市を除く京都府

京都府地方税機構
業務課償却資産担当(☎414・4503)
市税務課資産税係(☎983・2480)

消費税インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月から導入される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の説明会と登録申請相談会が開催されます。インボイスを発行するためには、税務

署への登録申請が必要となるなど、事前の準備が必要です。参加希望者は、開催日前日の午後5時までに宇治税務署に電話で予約してください。

開催日	番号	時間	内容	定員	場所
12月9日(金)	①	午前10時~11時	◆インボイス制度説明会	各回とも20人 ※参加無料。	宇治税務署別館大会議室(宇治市大久保町井ノ尻60-3) ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。
	②	午後2時~3時			
12月23日(金)	③	午前10時~11時			
	④	午後2時~3時			
1月13日(金)	⑤	午前10時~11時	◆登録申請相談会		
	⑥	午後2時~3時			
1月20日(金)	⑦	午前10時~11時			
	⑧	午後2時~3時			

※②、③、⑥、⑦のインボイス制度説明会は、消費税の仕組みから知りたい人向けの内容です。

宇治税務署法人課税第1部門(☎0774-44-4452)

市税等の納付は 便利な口座振替のご利用を

市・府民税(第4期分)、国民健康保険料(第7期分)の納期限は12月28日(水)です。納期限までに市税等取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所等取扱金融機関(市外の金融機関には依頼書がない場合あり)や税務課へ提出してください。また、口座振替をご利用の人は、引き落とし希望の人は、引き落とし希望される月の前月15日まで口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には依頼書がない場合あり)や税務課へ提出してください。

場場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。納期限までに納付されず滞りとなった場合は、督促状(督促手数料100円を加算)を送付後、京都府地方税機構に徴収権限を移管します。

税務課収納係(☎983-2481)

事業主の皆さんへ

個人住民税の特別徴収をお願いします

京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています。

個人住民税は、個人市町村民税および府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。徴収方法のうち、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。原則、所得税の源泉徴収義務

がある事業主は、特別徴収義務者としてパートやアルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収することが法令等で義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。個人住民税の特別徴収を実施していない給与支払者(事業主)は、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。

特別徴収のメリット
・個人住民税の税額計算は市町村が行います。所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整をする手間がかかりません。
・従業員の皆さんは、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
・年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収(納税義務者が直接納付)より1回あたりの負担額が少なくなります。

▼手続き等
毎年1月31日までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を該当市町村へ提出する際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載してください。

なお、給与支払報告書(総括表・個人別明細書)には、給与支払者の法人番号(個人事業主の場合は個人番号)、従業員等の個人番号の記載が必要です。記載方法等詳しくは従業員等の住所地の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ先
税務課市民税係(☎983・1113、983・2164)

マイナポイント第2弾

マイナンバーカードの申請期限は12月末まで

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾は、マイナンバーカードを12月末までに申請した人が対象となります。お早めにご申請ください。

申請出張窓口開設中
市民課窓口や市内の公民館などで申請サポート窓口を開設しています。サポートが必要な人は、本人確認書類を持って、お越しください。
※年内の市民課窓口は12月28日(水)午後5時15分まで。
※公民館などで実施している申請出張窓口を利用する場合は、申請日の前日までに市民課へ予約してください。

市民課マイナンバーフリーダイヤル(☎0120-038-614)

第8次行財政改革基本方針策定に向けて

行財政検討審議会が答申

八幡市行財政検討審議会は10月25日(火)、市長に「第8次行財政改革の基本方針について」を答申しました。市は、答申に基づき、令和5年度を初年度とする第8次行財政改革の計画を策定する予定です。

これまで7次にわたる行財政改革を実施し、持続可能な行財政運営に取り組んできました。令和3年度は一時的な要因により財政状況の改善が見られましたが、人口減少・少子高齢化などにより歳入の根幹である個人市民税の増収が期待できない状態に加え、社会保障関係経費の増大や子育て支援、安心・安全のまちづくりなど歳出の増加も見込まれる状況にあり、これまで以上に歳入と歳出のバランスを維持していくことが難しく予断を許さない財政状況が続くものと考えられます。

このような状況の中にあっても持続可能な行財政運営を行うため、令和5年度を初年度とする第8次行財政改革実施計画の策定に向けて審議会を設置し、意見を求めてきました。



堀口市長(左から3人目)に答申を手渡す行財政検討審議会の(左から)北村晃子委員、壬生裕子副会長、橋本行史会長、田中克己副会長、大谷明代委員



この答申を有効性あるものとするため、数値目標や効果額を明記した実施計画を早期に策定すること。また、わかりやすく具体的な内容で公表し、市民、NPO、事業者等の協力を得て、「みんなで創る」まちづく

結びに

答申の結びにあたり、次のことが求められています。

「第8次行財政改革の基本方針」についての意見がまとめられました。答申の全文は市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

計画の実施に際しては、計画策定(P)、実行(D)、評価(C)、改善(A)のサイクルに基づき進捗管理を徹底し、計画が確実に達成されるよう取り組むこと。また、第三者機関である行財政改革検討懇談会を継続設置し、広報紙等で検討結果を市民に公表すること。懇談会での指摘事項については庁内で検討し、改善に努めること。

「みんなで創って好きになる 健やかで心豊かに暮らせるまち」に住んでよし、訪れてよし Smart Wellness City, Smart Welcoming City Yawata」の実現に向け、市長のリーダーシップのもと全職員が一丸となり、第8次行財政改革を断行するよう強く要請する。

答申後に懇談

答申後、市長と副市長、出席委員との懇談が行われ、委員からは農業の振興とバランスを図ったうえで、企業誘致など土地利用の見直しを進めてほしいといった意見や、市制施行45周年を記念して製作したキャラクター絵画入りマンホ

ールのような市の魅力をPRする施策を充実させてほしいといった意見がありました。市長からは、健康ポイント事業など、初期投資は必要だが、長期的には、財政効果が見込まれる施策について、積極的に取り組んでいきたいといった意見が述べられました。

パブリックコメントで寄せられた意見(一部) 空き家や廃校活用を自治会加入促して

高齢化により、相続されずに放置されている空き家が増加している。活用方法について相談に乗るなど、空き家対策について具体的に検討してほしい。
小学校3校が廃校となっているが、なぜ資産の有効活用を考えないのか。広いグラウンドがもつたいない。
自治会に法的な加入義務はないが、高齢化も進んでいる状態。災害時等に加入していれば助かるといった案内をするなど、加入を促すことはできないか。



政策推進課 (☎ 983-1014)

新型コロナワクチンのお知らせ

■乳幼児(6カ月〜4歳)へのワクチン接種
乳幼児の新型コロナワクチンは、11週かけて3回接種しますが、現時点の国が定める接種期限が令和5年3月31日(金)までのため、期限までに接種を完了するには、令和5年1月15日(日)までに1回目の接種を完了する必要があります。接種希望の人は、接種券の発行申請をお願いします。



乳幼児用接種券発行申請

■小児(5歳〜11歳)のワクチン接種(3回目)
現在、3回目の追加接種を実施していますので、前回接種から5カ月以上経過している人で接種希望の人は、接種券の発行申請をお願いします。

※ワクチンの種類は、初回接種と同じものです。



小児用接種券発行申請

■12歳以上の2価ワクチン(オミクロン株対応)の追加接種(3〜5回目)について
国の方針では、2価ワクチンの接種対象者は、12歳以上の1・2回目接種を終えた人とされています。

前回接種から3カ月以上経過している人は接種できます。なお、2価ワクチンによる追加接種は、現時点で1人1回とされています。

八幡市新型コロナワクチンコールセンター (☎ 0570-056-786)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さんへ

次の①②の支援策の申請期限が延長されました。
①新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(要件につき再支給あり)の申請期限が12月31日(土)まで延長。

※①の申請対象となる人には、令和3年7月から順次、申請書などを送付しています。
②住居確保給付金の特例措置(再支給および職業訓練受講給付金との併給)の申請期限が、令和5年3

月31日(金)まで延長。
①の以下に該当する人は生活支援課までご相談を
▶令和3年7月以降に申請書が届いたが、申請しなかった人や申請書を紛失した人(申請期限の延長により対象となる場合あり)
▶他自治体にて特例貸付を利用して

いたが、本支援金を申請していない人(再支給を含む)
※他自治体から転入された人は、申請書等が届いていない場合がありますので、生活支援課にお問い合わせください。

生活支援課 (☎ 983-1138)

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

12月4日～10日は
人権週間

12月4日(日)～10日(土)は人権週間です。この機会に改めて人権について考えてみましょう。今回は、NPO法人レジリエンス代表理事の西山さつきさんから「ドメスティック・バイオレンス(DV)」をテーマに寄稿いただきました。

◆誰にも言えない
パートナー間での暴力

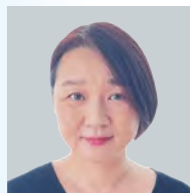
DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦間など親密なパートナーシップ間での暴力です。本来パートナーシップは対等であることが望ましい形ですが、DVのある関係では加害者が権力を握り、パートナーを支配し、支配のために暴力を用います。次の「支配があるかどうかのチェックリスト」

支配があるかどうかの チェックリストより一部抜粋

(出典「傷ついたあなたへ」レジリエンス著)

- パートナーの言うことは絶対だ
- 自分の希望をパートナーに伝えるのはとてもエネルギーがいる
- パートナーが帰ってくると緊張する
- パートナーを恐れている
- パートナーがいる前で電話をしたくない
- パートナーを待たせることはできないと思っている
- パートナーが、機嫌が良い状態であるためにはどんなことでもすると思う
- どんなに自分が楽しんでいても、パートナーの機嫌が悪くなると、もう楽しむことはできない

DV被害者孤立させないで



西山さつきさん寄稿

にしやま・さつき 2003年「レジリエンス」結成時からトラウマ、レジリエンス、DV、デートDVに関する講演、研修会の講師として活躍。全国各地で行政機関、警察、企業、被災地、被害当事者、当事者の家族・友人、支援者、学生、教育関係者など、さまざまな立場の人々に有用な情報を伝えている。DV・トラウマからの回復のための「こころのcare講座」は2003年より開催を続け、講座開催可能なファシリテーターの養成を行い、講座は現在被災地をはじめ全国各地で開催されている。

◆さまざまな暴力の形

暴力は身体的暴力だけではなく

身体的暴力は殴る蹴るだけではなく、飲み物・食べ物を与えない、治療を受けさせないなど

性的暴力、精神的暴力、経済的暴力、インターネットやスマートフォンを使ったデジタル暴力などさまざまです。精神的暴力が用いられているDVは、モラル・ハラスメントと表現されることもあります。

く、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、インターネットやスマートフォンを使ったデジタル暴力などさまざまです。精神的暴力が用いられているDVは、モラル・ハラスメントと表現されることもあります。

の間の暴力を含みます。些細なことでも不機嫌になり怒鳴ったり無視をしたりする、人格を否定する、行動を制限するなど精神的暴力です。経済的暴力は、生活費を渡さない、お金の使い方に異常に厳しい、被害者だけが働かなくてはならない、逆に被害者が働くことを許されないなども含まれます。

◆子どもへの悪影響
子どもの目の前でDVが行われることは「面前DV」という虐待の一種です。面前DVがなかったとしても、家の中の絶え間ない緊張や恐怖は子どもに悪影響を与えます。また、DVのある家庭では、そうでない家庭に比べ身体的虐待、性虐待がおきる確率も高くなります。

◆最後に
被害者は傷ついて弱い人という印象があるかもしれませんが、しかし、被害者はとても力があります。「今日一日なんとか安全に過ごそう」「この状況をなんとか良くしていこう」と、たくさんの力を使って生き延びているのです。そして、これらの力は被害者を輝かせるための力として使うこともできます。

◆被害者が別られない理由
DVがあれば、別れた方がいいと周囲の人は考えるかもしれませんが、DV被害にainaながらも別れたくないという被害者は少なくありません。被害者が別れない理由はさまざまですが、トラウマティック・ボンディング(トラウマが起きている関係の中でつながり)という心理的影響が大きくなります。

◆周囲の理解
周囲の人はこのような心理があることを理解し、別れられない被害者を責めるのではなく、配偶者暴力相談支援センターなどの相談先があることを伝えるようにしてください。

◆最後に
被害者は傷ついて弱い人という印象があるかもしれませんが、しかし、被害者はとても力があります。「今日一日なんとか安全に過ごそう」「この状況をなんとか良くしていこう」と、たくさんの力を使って生き延びているのです。そして、これらの力は被害者を輝かせるための力として使うこともできます。

人権擁護委員は、身近な相談相手 一人で悩まず、相談してみませんか？

人権擁護委員は、市町村長が推薦し、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。市では、現在7人の人権擁護委員が、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行っています。相談は無料で、秘密は厳守されますので、困ったことがあれば、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。(12月の人権相談は、17面に掲載)

- 例えば、こんな時にご相談ください
- ★子どもが学校でいじめられている。先生にも相談したのだけれど…
 - ★ご近所とうまくいかない。いやがらせかな？と思うことが…
 - ★相手の暴力から逃げ出したいのだけれど…

- ★「誰のおかげで生活できているんだ」と言われて…
- ★私にも大事な仕事を任せてほしいのだけれど、女だからと言われて…
- ★職場での人間関係に悩み、不安やストレスが…
- ★高齢になった父母の介護に疲れている、私も年なので…

市制施行45周年記念式典



1 段目 式典で式辞を述べる堀口市長
 2 段目 和太鼓サークルとどんだの演奏で式典が開幕
 同左 三曲部会による琴の演奏で出席者をお出迎え
 3 段目 合唱部会による八幡市市歌の斉唱
 4 段目 会場に市制施行45周年記念マンホール蓋のレプリカ(複製)を展示
 同左 表彰を受ける有功者



11月1日に文化センター大ホールで市制施行45周年記念式典を開催しました。表彰を受賞される市民や団体の皆さんをはじめ、国会議員や京都府、近隣自治体の市町村長など255人が出席。本市の新しい未来に向けた号砲とすべく、盛大に祝いました。

先人から
 守り受け継いできたまち
 「やわた」を将来世代へ

堀口市長は、先人の弛まぬ努力により着実に発展を遂げ、この日を迎えられることに感謝の意を表し「先人から守り受け継いできた

私たちのまち『やわた』を将来世代に引き継いでいくために、取り組みを進めてまいります」と式辞を述べました。

続いて、岡田秀子市議会議長からの謝辞の後、市政に貢献していただいた皆さんの表彰式を行いました。

市政への功績を称え表彰

- 市政の発展等に尽くされた人や団体を表彰し、賞状と記念品を贈呈しました。表彰を受けたのは次の皆さんです。(敬称略)
- 【有功者】(5人)
 伊藤錚治、河原崎保、田中恆清、中川貴由、梁間八千代
 - 【自治功労者】(14人)
 森川信隆、森井光男、吉田薫、(故)石田光則、西村忠雄、(故)羽柴陽子、城昌子、片山明美、山口修平、千葉昌尚、梶浦純美代、中村政夫、尾形良治、横清貴
 - 【篤志者】(2人2団体)
 梶井富子、宇津秀夫、株式会社大上住宅不動産、株式会社 Living Color



式典後に記念撮影を行う受賞者ら

八幡市市勢要覧(令和4年)を発行

市制施行45周年を記念し、市を紹介する冊子「市勢要覧」を発行しました。本冊子は、市内外の皆さんからいただいた市の魅力的な写真をはじめ、市

の歴史文化、まちづくりの方針などを載せています。要覧は、市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。



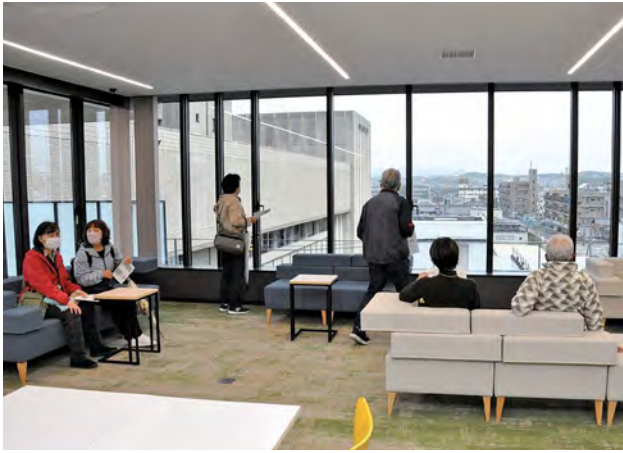
新本庁舎落成記念式典

11月1日、新本庁舎の落成を記念し、新本庁舎玄関前において、堀口市長や新庁舎整備アドバイザーの門内輝行さんなどによるテープカットが行われました。

その後、新本庁舎5階の大会議室に移動し、関係者71人を招いた新本庁舎落成記念式典を開催。市長式辞や市議会議長のあいさつの後、新庁舎建設に多大なるご尽力をいただいた門内さんと施工業者などに感謝状と記念品を贈呈しました。

式典後は、一般市民を対象に内覧会を実施。約600人が来庁され、6階建ての新本庁舎の各階の様子や、ガラス越しに望む外の景色を楽しんでいました。

なお、新本庁舎での業務は令和5年1月10日から開始する予定です。



写真右上：テープカットで新本庁舎の落成を祝福
 右下：堀口市長（中央左）から感謝状を受け取る門内輝行さん
 左下：新本庁舎4階「市民プラザ」でくつろぐ市民

☎総務課 (983-2932)



市制施行45周年を記念し、製作したデザインマンホール蓋を市内の2カ所に設置しています。現地でデザインマンホール蓋をご覧いただき、公衆衛生を支えている下水道を身近に感じてください。

※3のデザインは令和5年3月末ごろに設置予定。

※ご覧の際は通行の妨げにならないよう、ご注意ください。

また、デザインマンホール蓋のレプリカ（複製）を下の表の施設に1枚ずつ展示しています。お近くにお越しの際は、お立ち寄りください。

※詳しい設置場所などは、市ホームページをご覧ください。

☎下水道課 (983・5419)



区分	レプリカの展示施設
①のデザイン	・四季彩館 ・松花堂美術館 ・生涯学習センター ・八幡市民図書館
②のデザイン	・文化センター ・八幡市役所
③のデザイン	・さくらであい館

市制施行45周年記念 デザインマンホール蓋を設置しました

設置場所

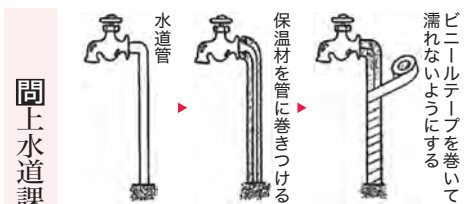
- ①京阪電鉄 石清水八幡宮駅前のロータリー歩道内
- ②市役所隣接の母子健康センター東側歩道内
- ③市道科手土井線整備地内 ※現在工事のため、令和5年3月末ごろ設置予定



気温が氷点下4度以下の厳しい寒さになると防寒の不完全な水道管内では、水が凍り破裂する可能性があります。凍結は屋外に配管された次のようなところで多く発生します。

- ・管が露出（むき出し）しているところ
- ・風あたりの強いところ

▼防寒対策としては
 図のように、保温材を管



☎下水道課 (983・5328)

水道管の凍結にご注意ください

に巻きつけ、保温材自体が水に濡れないように上からビニールテープなどでしっかり巻きつけてください。

▼水道管が破裂したら
 メーカーボックス内にある元栓（止水栓）を閉めてから、八幡市指定給水装置工事業者へ修理をご連絡ください。同業者は、市ホームページをご覧ください。か、下水道課へお問い合わせください。

グリーンカーテン写真コンテスト

大賞 ◆ 家村 桃香さん

『ひょうたんジャングル』



やわたのまちの小さな仲間たちフォトコンテスト

大賞 ◆ 迫 紗矢香さん

- Ⓐ 『参道のカナヘビ』
- Ⓑ 『みんなで冬太り』



受賞作品決定

両コンテストに応募いただきありがとうございます

た。応募作品は文化センターで展示し、来場者による投票が行われ、上のおり大賞が決定されました。※受賞作品は、市ホームページでも公開しています。

☎環境保全課 (983-2795)

やわたブランド「ヤワタカラ」



認定品を募集



八幡市産の素材を使用した商品、市内に存在する歴史ある商品、八幡らしい名称やデザインをした商品など、八幡ならではの商品をやわたブランド「ヤワタカラ」として認定する事業を実施しており、現在28商品(取扱店17店)が認定されています。

■対象者 本店または事業拠点があり、かつ市内で販売していること。
 ■応募方法 必ず「ヤワタカラ認定申請の手引き」をお読みください。申請の申請書や申請調書に記入し、添付書類を添えて、12月27日(火)午後5時までに(上記のQRコードからアクセス可)。

■認定方法 やわたブランド審査委員会において、申請内容を審査し、ブランド認定を決定。
 ※詳細は、ヤワタカラ認定申請の手引きをご覧ください。
 認定品は、ヤワタカラ認定申請の手引きをご覧ください。
 (9833・2859)

令和5年4月からの放課後児童クラブ入所について

小学校区	実施施設
八幡小	八幡小学校内
くすのき小	竹園児童センター内
さくら小	男山児童センター内
橋本小	橋本児童センター内
中央小	中央小学校内
有都小	有都小学校内
南山小	南山小学校内
美濃山小	美濃山小学校内 子ども・子育て支援センター内

受付期間 12月5日(月)～令和5年1月6日(金)

来年度4月からの放課後児童健全育成施設(放課後児童クラブ・表)への入所申請を受け付けます。
 ■対象 市内在住の小学新1～6年生で、保護者が就労・疾病・出産その他やむを得ない事情により、放

課後にご家庭で保護を受けられない児童
 ■開設日時 八幡市立小学校の休業日や行事等に合わせ開設します。
 ▼平日 放課後(午後7時～午後6時30分)～7時の延長利用を希望される場合

は、事前申請が必要)
 ▼土曜日 午前8時～午後6時(事前申請が必要)
 ■費用 月額8500円(所得に応じて変更あり)、傷害保険料 600円(年額)、その他おやつ代などの負担あり
 ■受付時間
 ①各施設 平日午後1時～7時(土曜日は午前8時～午後6時)
 ②子育て支援課 平日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
 ■申請方法 申請書類に必要事項を記入し、保護者の在職証明書等を添えて申請

してください。
 ※申請書類等は子育て支援課と各施設で配布するほか、口座振替申込用紙以外は、市ホームページから入手可。
 ※書類に不備がある場合は受け付けできません。
 ※受付期間内の申込者を優先して受け入れを行います。受付期間後の利用申込は、申込状況により、希望の利用開始日から利用できない場合があります。
 ※美濃山小学校区の希望クラブ調査票は、受付期間内に申し込まれた人が対象となります。

園子育て支援課 (9833・1112)

綴喜古墳群が国史跡に指定!

11月10日付けで、綴喜古墳群が国史跡に指定されました。
 園文化財保護課 (972・2580)

ご意見たまため箱

あなたの意見・提案をお寄せください

これからの市政を皆さんと共に進めるため、まちづくりについての意見やご提案をお寄せください。
 市長が拝読した上で、ご返事を差し上げます(氏名、住所等の記載が無い場合は回答いたしません)。
 記入されたご意見等は、市役所1階案内カウンターに設置する「たまため箱」に投かんしてください。また、公民館等に設置の記入用紙による郵送や市ホームページの専用フォームからも送付ができます。
 ※商品のPRや営業、個人に対する誹謗中傷など趣旨に反するものについては、堅くお断りいたします。

令和3年度に寄せられた意見・提案件数

区分	件数
福祉・健康・子育て	47
交通・道路・河川・公園・都市整備・上下水道	48
環境	5
商工業・観光	1
教育・文化	20
市職員	12
公共施設・財政・政策全般	37
消防・防災	3
その他	13
計	186

ご意見たまため箱の紹介(匿名の人)

ご意見・ご提案(要約)	調査・回答(要約)
少年野球チームで使用されている備品について、盗品が使用されている。調査してほしい。	調査したところ、少年野球チームで使用の備品は、店頭で購入されたものや卒団生からの寄贈、ご厚志で提供を受けたもの等によるものであり、盗品ではないとのことでした。
家庭ごみの収集に来るのが早すぎる。予定時間より早く収集されると大変迷惑である。	市では、収集日の朝8時までに決められた場所に出していただくようお願いしております。箇所によっては、収集時間は異なりますが、朝8時までにお願いいただくことが共通事項となっております。

園秘書広報課 (983-3893)

優しい日本語

～みんなでやさしい日本語を使ってみませんか～

やさしい日本語を使うときは「短く言う」ことが重要です。今月は「短く言う」ための効果的なポイントを紹介いたします(出入国在留管理庁・文化庁「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」(2020年8月)より)。
 ■文を分ける 一文の中に複数の内容が含まれる場合や、3つ以上のことを言うときは文を短く分けていきます。
 ①一文で言いたいことが1つだけになるよう、文を分けていきます。
 【例】婚姻をするときは、市役所に届け出をし、届け出が受理されたら、婚姻が成立します。
 ↓ 結婚するときは、市役所に婚姻届を出します。
 市役所が婚姻届を受理したら、結婚が成立します。
 ②3つ以上のことを言うときは、箇条書きにします。
 【例】参加を希望する人は、窓口にお越しいただくか、ホームページまたは電話・FAXでお申し込みください。
 ↓ 参加を希望する人は3つの申込方法があります。
 ・窓口での申し込み
 ・ホームページでの申し込み
 ・電話・FAXでの申し込み
 ■情報を整理する 全てを伝えるのではなく、相手にとって必要な情報は何かを考えます。
 ①伝えたいことを整理して、情報の取捨選択を行います。
 【例】大きな地震などが発生した場合、安否確認、見舞い、問い合わせなどで電話がつながりにくい状況が起こることがあります。
 ↓ 地震が発生した場合、電話がつながりにくいことがあります。
 ■言葉遣いに気を付ける 難しい言葉や専門用語はできるだけ使わないようにします。
 ①漢語はできるだけ使わず、和語を使う。
 【例】袋を持参してください。
 ↓ 袋を持ってきてください。
 ②略語は使わず、正式な名称を使う。
 【例】健診は年1回です。
 ↓ 健康診断は1年に1回です。
 ③尊敬語や謙譲語は使わず、文末を「です・ます」に統一します。
 【例】お越しいただく必要はありません。
 ↓ 来なくていいです。

園市民協働推進課 (983-5749)

大きくなあれ

久保 碧音 ちゃん (2歳)



おてんばガール! 毎日元気いっぱい!

吉村 懐人 くん (1歳)

お父さんにそっくりの僕です☆ 1歳おめでとう! 大好き♡



糸井 祐陽 くん (0歳)



お家でニューボーンフォト撮ったよ。可愛い虎になりました。

お子さんの写真募集

無邪気な笑顔、いたづらっ子な顔など、お子さんのナイスショットをどんどんお寄せください(掲載イメージは上記をご覧ください)。対象 市内在住の就学前のお子さん(応募時点) 掲載枠数 3枠(状況に応じて掲載数は変動します)

応募方法 お子さんの写真に、次の内容を添えて、メール(hisyo@mb.city.yawata.kyoto.jp)で応募もしくは直接窓口にお越しください。①子どもの氏名(ふりがな)・生年月日・年齢・性別②メッセージ・コメント(全角30文字以内)③住所※掲載はしません④保護者氏名(ふりがな)⑤電話番号 応募締切 掲載希望月の前月の5日まで※1月号掲載

分は12月5日(月)(窓口受付は土日祝を除く)まで。その他 ▶モノクロ写真および加工写真は不可▶紙面のスペースに合わせてトリミングする場合があります▶該当のお子さんのみが写っている写真を送付してください▶応募多数の場合は、先着順で掲載写真を決定します▶前回の掲載から1年以上経過していれば、再度掲載可能です。 園秘書広報課(☎983-1087)

子育てすくすく12月



子ども・子育て支援センター すくすくの杜(☎972-1085)

子育て支援センター あいあいポケット(☎983-8747)

第二子育て支援センター そよかぜ(☎981-5009)

センターでは

市内在住の妊婦さん、および生後2カ月~就学前のお子さんとその保護者(すくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者)を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、発達相談(予約制。利用時間内に各センターへ)、育児の情報交換の場を無料で提供しています。各種事業

など詳しくは、左記のQRコードから市ホームページをご覧ください。▶開設日=月曜~金曜日(全支援センター)および土曜日(すくすくの杜のみ、あいあいポケットは第2土曜日のみ)▶利用時間=午前9時~正午、午後1時~4時▶休館日=日曜日、祝日および年末年始(12月29日~1月3日) ※市に気象警報が発令されている場合は休館となります。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用時間・人数等に制限があります。

子育て講座

すくすくの杜

離乳食展示▶14日(水)、20日(火) 親子ストレッチ▶7日(水)午前10時30分~ 対象 1歳~おおむね3歳未満の親子10組 受付中 人形劇▶17日(土)1部:午前9時45分~、2部:午前10時45分~ 対象 おおむね1歳~3歳未満の親子10組 1日(木)~

あいあいポケット

前向きに子どもの自信を育てる方法▶14日(水)午前10時30分~11時30分 対象 妊婦さんと生後2カ月~就学前の親子10組 1日(木)~

はじめての絵本

センターでは、赤ちゃんにはじめての1冊をプレゼントしています。対象 講座参加日に生後2カ月から1歳の誕生日までのお子さんとその保護者 日程や場所、申込など、詳しくは上記のQRコードから市ホームページをご覧ください。

園開放日

時間 午前10時~11時30分(○は午前10時~11時、●は午前10時30分~11時30分、△は午前11時~正午)。 ※持ち物や対象など、詳しくは右記のQRコードから市ホームページをご覧ください。

Table with 2 columns: 園名, 日程. Lists various childcare centers and their Christmas activities.

いろいろな遊びやふれあいの場

Table with 3 columns: 事業名, 内容など, 日程. Lists various community events and activities.

▶第20回子ども文化祭☆
五感でカルチャー☆

日時 12月10日(土)、11日(日)
午前10時～午後4時※舞台発表は午後0時30分～4時。展示は随時実施。
※12月11日(日)午後0時30分～人形劇(演目:牛回し、鯛ものがたり)を実施。
場所 文化センター
内容 舞踊、三曲、三味線、陶芸、華道等の発表

子ども・親子体験教室参加者募集

日時 12月10日(土)午前9時30分～午後4時

時間	教室名	定員
午前の部 (午前10時～正午)	将棋	20
	華道	20
	書道	20
	陶芸	20
	和太鼓	15
午後の部 (午後1時～3時)	ちぎり絵	20
	三味線	10
	押し花	30
1日の部 (午前10時～午後3時)	ゆび編み	20
	舞踊	20
	絵手紙	40
	布ぞうり	20
	竹細工	50

場所 文化センター小ホール
対象 市内在住、在学の中学生以下の子どもと保護者(子どものみの参加も可)

参加費 1人100円(華道・陶芸は1人500円。別途材料費が必要)

用・固12月6日(火)までに、郵送もしくはFAX、メールで、参加したい教室名・住所・氏名・学年・電話番号を文化協会(〒614-8023 八幡名残23-1 市民交流センター内 ☎・FAX983-9202、火・木・金の午前9時～午後4時、メール:yawatabunka@ace.odn.ne.jp)へ

▶味噌づくり体験

市内産の米と国産大豆を使った味噌づくりを行います。

日時 令和5年1月17日(火)～20日(金)

場所 京都やましろ農業協同組合八幡市支店食品加工室

定員 15人(先着順)

参加費 1,500円

用・固12月16日(金)までに、京都やましろ農業協同組合八幡市支店(☎981-1315)へ※時間など詳細は申し込み時にお知らせします。

心肺蘇生法(胸骨圧迫、人工呼吸)、AED(自動体外式除細動器)の取り扱い

講師 救急救命士および消防職員
その他 筆記用具を持参し、実技に適した服装、マスク着用で参加してください。講習終了後、修了証を交付します。自動車の駐車スペースがございませんので、公共交通機関、バイクまたは自転車でお越しください。
用・固12月9日(金)午後5時15分までに、電話で消防本部警備課救急係(☎981-1849)へ

できる人※高校生可。

定員 各コース15人※複数コースの申し込みおよび受講は不可。
参加費 2,500円(テキスト代含む)※当日徴収。交通費や食事等は受講者負担。

用・固12月1日(木)～31日(土)に、往復ハガキで希望コース・氏名・生年月日・住所・電話番号・資格の有無・受講動機を地域活動支援センターやまびこ(〒614-8022八幡東浦5 福祉会館2階、☎972-2880、FAX971-9196)へ

講座・教室

▶普通救命講習Ⅲ

日時 12月10日(土)午前9時～正午※参加費無料。

場所 消防本部4階コミュニティ消防・防災センター

対象 市内在住・在勤・在学の16歳以上の人

定員 30人

内容 小児、乳児、新生児に対する

▶令和4年度

八幡市ガイドヘルパー養成講座

ガイドヘルパーの養成と確保を行うために、人権意識や介護技術、専門知識を習得する講座です。全講座終了後、修了証明書(八幡市での活動のみ有効)を交付します。
応募資格 16歳以上で、講座修了後、ガイドヘルパーとして市の移動支援事業または日中一時支援事業に従事

コース	基本講義	福祉会館3階活動室3	令和5年1月28日(土)午前10時～午後5時30分
	講義実習		令和5年2月4日(土)午前9時～午後5時
全身性障がいコース	実習	福祉会館と周辺施設	令和5年2月5日(日)午前9時～午後5時
	基本講義	福祉会館3階活動室3	令和5年1月28日(土)午前10時～午後5時30分
	講義実習		令和5年1月29日(日)午前9時～午後5時
精神・知的障がいコース	実習	地域活動支援センターやまびこ	令和5年1月31日(火)～2月10日(金)の間から1日を選択※日曜日は除く。

▶松花堂ふれあい市「感謝祭」の中止について

12月10日(土)の松花堂ふれあい市での「感謝祭」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

止しますが、「松花堂ふれあい市」は、通常どおり開催します。また、12月27日(火)に終い市を開催します。
場所 昭乗広場
固京都やましろ農業協同組合八幡市支店(☎981-1315)

募集

▶第42回書初め展の作品募集

開催日時 令和5年1月21日(土)～29日(日)午前10時～午後4時※入館無料。

場所 松花堂美術館 講習室
課題 別表のとおり

出品受付 令和5年1月10日(火)正午～午後3時に市民交流センターへ持参

※1点につき200円の出品料要(1

人1点限り)。

その他 学校へ提出する場合は表装不要。個人で提出する場合は出品票(下記参照)を作品下に添付し、作品を仮巻に貼ってください。

固文化協会書道部会=中村(☎090-2358-4615)

のりしろ	
学校名	
学年	
氏名	

(縦5cm×横10cm)

■書初めの課題

学年等	課題語句	書体等	用紙	署名
幼児	うた	漢字は楷書、仮名はそれに調和する平仮名	小画仙紙八つ切(約68cm×17.5cm)	作品に学年・氏名を自署(幼児は氏名)
小1	うさぎ			
2	よろこび			
3	花がさく			
4	大切な友			
5	広い大地			
6	未来の夢	漢字は楷書または行書、仮名はそれに調和する平仮名	色紙	作品に応じて自署すること。雅印のみは不可。
中1	世界に学ぶ			
2	雄大な山河			
3	新たな挑戦	書体自由	小画仙紙八つ切(約68cm×17.5cm)	
高校生	○松高白鶴眠 松は高うして白鶴眠る (「尋雍尊師隠居」より)			
大学生	○芳樹無人花自落 春山一路鳥空啼 ※「芳」=「芳」、「花」=「花」、 「落」=「落」でも可 (芳樹人無く花自ら落ち 春山一路鳥空しく啼く) (「春行寄興」より)			
一般	○打ち上げし羽子翻るとき 白の光 (「原石鼎全句集」より)			
	○けさ見れば山もかすみて ひさかたの 笑の原より春は来にけり ※「来」=「來」でも可 (「金槐和歌集」より)	字種変換可	小画仙紙半切(約136cm×35cm)	
	○万木千草において花の色 もみなみな 異なれども面白しと見る 心は同じ花なり ※「万」=「萬」、「草」=「草」、 「花」=「花」、「伝」=「傳」 でも可 (「風姿花伝」より)	字種変換不可		

▶第26回松花堂新春書初め席書大会参加者募集

日時 令和5年1月15日(日)①午前9時30分～②午前10時30分～③午後1時～④午後2時～※参加費無料。

場所 松花堂美術館 別館2階
対象 市内在住、在園、在学の幼

児(3歳以上)～高校生
定員 80人(定員を超えた場合は抽選)

用・固12月1日(木)～28日(水)(当日消印有効)までに、ハガキまたは市ホームページ専用申込フォームより、住所・氏名(ふりがな)・電話番号・学校(園)名・学年(幼児は年齢)・希望時間(午前・午後)・メールアドレスを社会教育課(〒614-8501 八幡園内75、☎983-3088)へ

情報ひろば

市の主催・共催・後援のみ掲載

※コロナ禍により事業やイベントが中止・延期となる場合があります。

市政情報

▶来年4月に、小・中学校へ入学する子どもの家庭へ「就学通知書」をお届けします

■新小学1年(平成28年4月2日～29年4月1日生)

12月下旬までに郵送します。同封の入学確認届に必要事項を記入し、就学通知書に記載する小学校に提出してください。

■新中学1年(平成22年4月2日～23年4月1日生)

①市内の小学校(京都市立美豆小を含む)に在学の人
学校を通じて本人に渡します。同封の入学確認届に必要事項を記入し、在学する小学校に提出してください。

②市外の小学校に在学の人
12月下旬までに郵送します。入学確認届に必要事項を記入し、就学通知書に記載する中学校に提出してください。

■国立や私立の小・中学校に入学予定の人

学校への入学が許可されたら、その学校の入学を証する書類を持って学校教育課で入学変更の手続きをしてください。

また、八幡市内の小学校に在学している人は、小学校に入学確認届を提出してください。それ以外の人は、入学変更手続き時に学校教育課へ入学確認届をあわせて提出してください。
※1月になっても通知書が届かない場合は、学校教育課にお問い合わせください。

▶シルバーライフラインシステム

住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、病気やけがなどの緊急時の通報に24時間365日対応します。

スポーツ

▶八幡市民初春のつどい

ウォークラリー&お茶を一服

ゴール後にはお茶とお菓子をお配りし、主催者が設定した時間にゴールした人には賞品をプレゼントします。お気軽にご参加ください。※参

指定校の変更許可申請事項(市内転居用)

就学途中転居	他の校区に引っ越したが、引き続き元の学校で就学したい場合
転居予定地への先行就学	学年途中で他の校区への引っ越しが確実である場合
一時転居	①住宅の新築および改築等で一時的に引っ越すが、1年以内に帰ることが確実である場合 ②風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合
住宅購入等にかかる住民票の先行異動	住宅購入等の手続きで、住民票のみ先行異動したが、引っ越しが遅れるため、引き続き元の学校で就学したい場合
特別支援学級入級	本来通学すべき学校以外の特別支援学級に入級する場合
通院・治療等	本来通学すべき学校へ通学が困難または適当でないと認められる場合
帰国子女・外国人	帰国子女または外国人で配慮が必要な場合
昼間留守家庭	①保護者が勤務事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親族宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合 ②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が指定校の変更を許可されている場合
許可期間延長	許可期間終了後も引き続き当該学校で就学したい場合
教育的配慮	本人または家庭の事情その他特別な事情の場合

通学区域外就学許可申請事項(市外転出用)

就学途中転居	市外に引っ越したが、引き続き元の学校で就学したい場合
転居予定地への先行就学	学年途中で他の校区への引っ越しが確実である場合
一時転居	①住宅の新築および改築等で一時的に引っ越すが、1年以内に帰ることが確実である場合 ②風水害、火災、地震等により一時的に避難する場合
住宅購入等にかかる住民票の先行異動	住宅購入等の手続きで、住民票のみ先行異動したが、引っ越しが遅れるため、引き続き元の学校で就学したい場合
昼間留守家庭	①保護者が勤務の事情で昼間不在のため出勤時に児童を他の校区の親族宅へ送り、保護者と一緒に帰宅する場合 ②自営業で事業所の所在地の学校に就学の場合
兄弟姉妹関係	兄弟姉妹が通学区域外就学を許可されている場合
教育的配慮	本人または家庭の事情その他特別な事情の場合

場合は、学校教育課にお問い合わせください。

※「指定校の変更許可および通学区域外就学許可制度の案内」も同封しています。

【指定校の変更許可および通学区域外就学許可制度】

住民登録している住所により校区を定めているため、指定された学校

に通学することが原則となっています。しかし、特別な事情がある場合は、指定された学校以外に通学できる制度があります。個々の事情により許可期間や必要書類等が異なりますので、区域外の就学を希望される人は、お問い合わせください。
☎学校教育課(☎983-1127)

加費無料。
日時 令和5年1月8日(日)午前9時～※午前9時までに集合。午前9時30分一斉スタート。雨天中止(小雨決行)。
集合場所 松花堂庭園・美術館駐車場※車でのご来場はご遠慮ください。
対象 市内在住、在勤者、近隣市町住民
コース 松花堂庭園・美術館～市役所～石清水八幡宮頓宮(高良神社)へ

～エジソン記念碑前～石不動～①NIT中継所～さつき近隣公園～②さくら近隣公園～松花堂庭園・美術館※①、②チェックポイント。
☎当日集合場所で、午前8時30分から受付(体調チェック・検温を実施)
☎スポーツ協会、文化協会(☎983-9202、平日の午前9時～午後4時)※事業当日のお問い合わせはスポーツ協会は松崎(☎080-1470-5318)へ

▶八幡市商工業活性化補助金 2次募集の申請は 12月23日まで

地域の商工業の振興にかかる取り組みに補助金を交付します。制度の内容や補助対象者、対象経費などの詳細は右記QRコードから市ホームページをご覧ください。

申請期限 12月23日(金)午後5時
申請方法 交付申請書に添付書類を添えて商工観光課へ持参
☎商工観光課(☎983-2853)

イベント

▶カトリア展



鉢花の女王「カトリア」など、たくさんの珍しい洋蘭を展示します。皆さんのご来場をお待ちしています。
日時 12月11日(日)午前10時～午後4時※入場無料。
場所 男山泉集会所(ふれあいセンター泉)
☎男山蘭友会=小泉(☎983-1876)

▶農産物販売会

八幡市農産物品評会に出品された自慢の一品を販売します!
日時 12月3日(土)午前10時～(午前9時30分から整理券を配布)
場所 京都やましろ農業協同組合八幡市支店
その他 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入場人数を制限します。出品物がなくなり次第終了。
☎農業振興課(☎983-2703)、京都やましろ農業協同組合八幡市支店(☎981-1315)

市民ギャラリー

「ちぎり絵 de えてがみ」
本郷 弥香(橋本平野山)

＜寄附＞
11月7日、匿名希望者から、「ふるさと応援寄附金」として120,000円。
市に＜寄附＞をいただきました。ありがとうございます。

生活情報センターだより



お金が返ってこないことも！ 偽の通販サイトに注意！

【事例1】有名メーカーの椅子をネット注文した。受付メールに「即日入金で送料無料」とあったので、指定口座に代金を振り込んだ。しかし商品が届かず、問い合わせ番号に電話すると、「それは偽サイトだ」と言われた。指定口座の名義は個人名で、メールアドレスはフリーメールだった。振り込み先の銀行に問い合わせたがお金は残っていなかった。(40歳代・男性)

【事例2】スマホで「高級ブランド腕時計が2万円」という広告が目にとまり、タップすると大手量販店の通販サイトに繋がった。安いと思って注文したが、受付メールに住所・電話番号がなく、心配になって確認すると偽サイトだ

った。代引き配達だがキャンセルしたい。(60歳代・男性)

【アドバイス】有名メーカー品等を格安で販売する偽(模倣)サイトによるトラブルが多発しています。正規のサイトと見分けがつかないほど似ている場合があります。支払い方法が先払いしかないサイトは避けたほうが賢明です。代引き配達で偽サイトとわかった場合はキャンセルの連絡をして受け取りを拒否しましょう。カード払いをした場合はカード会社へ連絡して支払いを止めましょう。困ったときは生活情報センターにご相談ください。

生活情報センター (☎983-8400、FAX983-8401)

生活

し尿収集日程のお知らせ

城南衛管 ☎631-5171 FAX631-6011

Table with collection dates and areas: 12月2日(金)、23日(金) 内里(荒場、河原、女谷、西山川、砂島)...

不用品情報

ゆずります 本振袖一式(白地:10万円) 掛け布団 座布団 押入衣装ケース(1個100円)...

大型ごみの持ち込み

1日5点まで(すべて有料) 【祝日】12月はありません。【平日】月曜日～金曜日、午前8時30分～午後4時30分...

食用廃油の回収日程表

Table with collection dates and locations: 14日(水) 上奈良、下奈良、上区・中区・内里、三区公会堂...

図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは ◆八幡市民図書館 (☎982-7322) ◆男山市民図書館 (☎982-4123)

12月の図書館休館日

八幡市民図書館 2日(金)、9日(金)、16日(金)、23日(金)、29日(木)～令和5年1月4日(水) 男山市民図書館 5日(月)、12日(月)、19日(月)、26日(月)、28日(水)～令和5年1月4日(水)

NEW BOOK 新着図書紹介 『はじめての宇宙旅行ガイド』



寺蘭 淳也/監修 フレーベル館 家族で宇宙旅行する日が来る!? ISS (国際宇宙ステーション) や宇宙について知って準備しよう! 小学校・中学校から。



自動車文庫の巡回日程

午後1時に大雨注意報・警報発令時は運休。なお、注意報発令時は、天候により巡回する場合もあります。※新型コロナウイルスの流行状況によっては、急遽運行を中止または予約貸出のみの運行となる場合があります。

Table with dates and locations: 30分同停車します 12月6日(火)、27日(火) 岩田松原(魚沼前) 13:10～...

自筆証書遺言書保管制度

法務局で自筆証書遺言書を長期間適正に保管することで、遺言書の紛失や改ざんの心配がなくなります。 京都府法務局宇治支局総務課 (☎0774-24-4122)

かんたんな運動教室

日時 12月3日(土) 午後1時30分～3時 ※参加費無料。 場所 福祉会館 プレイルーム 対象 市内在住の人 定員 25人 講師 田中 伸佳さん(理学療法士) 社会福祉協議会 (☎983-4450、FAX983-5798)

手話で楽しむ 絵本読み聞かせ

手話がわからない人も、赤ちゃんから大人まで、どなたでも参加できます。事前申し込み不要です。 日時 12月18日(日) 午後2時～2時30分 ※参加費無料。 場所 男山市民図書館 障がい福祉課 (☎983-2129)

寄せ植え講習会

日時 12月11日(日) 午前10時～正午 場所 市民交流センター 対象 市内在住の人 定員 20人 参加費 2,000円 持ち物 軍手、45Lの持ち帰り用袋 12月4日(日)までに電話で、水と緑を守る市民の会=大谷 (☎090-1159-4437) へ

淀川河川公園背割堤地区 イベント

クリスマスライトアップ

日時 12月1日(木)～25日(日) 午後5時～8時 場所 さくらであい館展望塔 その他 駐車場の夜間開放はありませんのでご注意ください

折り紙クリスマスツリー

模造紙で作ったクリスマスツリーに折り紙の作品を飾りつけます。 日時 12月1日(木)～25日(日) 午前9時～午後5時 ※参加費無料。 場所 さくらであい館 イベント広場「淀」 淀川河川公園さくらであい館 (☎633-5120)

第4回 京都府耳のことフェスタ

日時 令和5年1月29日(日) 午後1時30分～4時 ※参加費無料。 場所 ①オンライン(Zoom) ②京都府聴覚言語障害センター(城陽市寺田林ノ口11-64) 対象 聞こえにくい人とその家族、医療機関や福祉関係者など 内容 中途失聴者・難聴者のコミュニケーション、社会参加、支援のあり方についてのトークショー、聞こえを補う機器の紹介等 12月13日(金)までに、FAXもしくはメール、郵送、窓口で氏名(ふりがな)・郵便番号・住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス・区分(当事者・家族・関係者・その他) 知ったきっかけ・参加のきっかけ・参加方法(オンライン・視聴会場)・備考を京都聴覚言語障害福祉協会(T604-8437 京都市中京区西ノ京東中合町2 ☎841-8337、FAX841-8315) へ

第32回 やわた再発見! 観光フォトコンテスト

募集期間 12月1日(木)～令和5年1月31日(火) テーマ 「記憶に残る京・やわた」(四季折々の美しい自然、文化財、史跡、伝統行事、まだ知られていない景観など、市内で撮影した写真) 応募写真規格等 ①カラープリント四つ切ワイド②1年以内に撮影し、未発表のもの ※1人2点以内。 12月4日(日)までに電話で、水と緑を守る市民の会=大谷 (☎090-1159-4437) へ 応募票と作品を観光協会(T614-8005 八幡高坊8-7 ☎981-1141) へ持参または郵送。詳しくは、観光協会へ。 ※入賞者には副賞を贈呈。入賞作品は令和5年2月23日(木・祝)～26日(日)の期間、松花堂美術館講習室で展示します。

困ったときは ご相談ください

※コロナ禍により延期または中止となる場合があります。

弁護士相談

【電話予約制、先着8人】
相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいずれも午後1時15分～4時です。1人20分。

相談日	場所	予約開始日
12月6日(火)	文化センター	11月29日(火)～
12月13日(火)	2階第1会議室	12月6日(火)～
12月20日(火)	生活情報センター	12月13日(火)～
1月17日(火)	未定(詳細は1月号でお知らせします)	1月10日(火)～

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

司法書士相談

【電話予約制、先着5人】
土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です(相談時間は1人30分)。
▶12月22日(木)生活情報センター※予約は15日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

行政書士相談

一般相続、遺言、官公署への許認可、各種契約書等の書類作成や成年後見制度に関する相談に行政書士が応じます。時間は午後1時30分～4時です。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-3892)へ。※予約不要。
▶12月1日(木)文化センター2階第1会議室

行政相談

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分～4時です。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-3892)へ。※予約不要。
▶12月16日(金)文化センター2階第1会議室

ふれあい福祉相談

福祉に関する相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター(☎983-2000)
【常設相談】月曜～金曜日 午前9時～午後5時 社会福祉協議会(時間外の夜間・休日は留守番電話またはFAXで受け付けます)
【出張相談】火曜、木曜、金曜日(祝日除く)午前10時～正午、八寿園

年金を受けている人が亡くなったら

年金を受けている人が亡くなったときは、遺族が「死亡届」を提

離婚時の厚生年金分割制度について

離婚などをしたときに厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割できる制度(「合意分割制度」と「3号分割制度」)があります。※請求手続きは離婚後2年以内に行ってください。

合意分割制度

次のすべての条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。
◆平成19年4月1日以後に離婚し

国民年金からのお知らせ

出しなければなりません。年金は亡くなった月分まで支給されますので、支払われるはずの年金(未支給年金)が残っている場合は、遺族が受け取ることができます。対象者は、年金を受けていた人の死亡当時、その人と生計を同じく

た人や事実婚関係を解消した人
◆当事者間の話し合いや裁判手続きにより年金分割の割合(上限50%)を定めていること
※分割される保険料納付記録は、「婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

3号分割制度

次のすべての条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった人からの請求により、相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。
◆平成20年5月1日以後に離婚し

☎京都南年金事務所お客様相談室(☎644-1165)

していた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、または3親等内の親族で、請求優先順位もこのとおりです。
※手続きに必要な書類や手続き先は受けていた年金の種類によって異なります。

た人や事実婚関係を解消した人
◆平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者であった期間があること
※分割される保険料納付記録は、平成20年4月1日以後の「第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

保険料納付記録を当事者間で分割した後は、分割後の保険料記録に基づき、それぞれの老齢厚生年金や障害厚生年金などの年金額が計算されます。
詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

人権相談

人権に関わる相談やいろいろな悩みに人権擁護委員が応じます。時間は午後1時～4時です。
▶12月5日(月)▶12日(月)▶26日(月)八幡人権・交流センター(人権啓発課)▶20日(火)生涯学習センター※電話相談も受け付けます。(☎981-3127)

女性相談

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センターです。
【専門相談】(要予約、先着3人)
▶12月8日(木)▶22日(木)午後1時30分～4時30分、詳しくは同センター(☎983-1784)へ。
【一般相談】月曜～金曜日(祝日、年末年始除く)午前10時～正午・午後1時～5時※受け付けは当日の午後4時まで。

介護相談

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の相談と情報を提供します。
地域包括支援センター(月曜～土曜日<祝日除く>午前9時～午後5時)やまばと(☎982-8000)、梨の里(☎982-0125)、美杉会(☎971-3576)、有智の郷(☎972-1000)
※在宅介護支援センター京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)でも相談できます(日時は地域包括支援センターと同じ)。
※問い合わせ先が分からない場合は高齢介護課(☎983-5471)へ。

くらしと仕事の相談

経済的に困りの人やご家族からの生活、仕事などの相談に専門の相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、生活支援課(☎983-1138)

児童虐待の通告について

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(緊急時は土日祝日、夜間の対応をします)、子育て支援課(☎983-3148)
※府宇治児童相談所京田辺支所(☎0774-68-5520)でも対応します。

家庭児童相談室

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。
月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、子育て支援課(☎983-3148)

母子父子家庭相談

母子・父子家庭の相談に応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～5時、子育て支援課(☎983-1112)

年金相談

【電話予約制】
完全予約制。年金相談を希望される人は、事前に下記へ予約してください。
▶令和5年2月22日(水)午前10時～午後3時、市役所(詳細は予約時にお伝えします)
※予約は令和5年1月23日(月)午前8時30分から電話で受け付けます。先着順。
予約先 京都南年金事務所お客様相談室(☎643-2620)

京都ジョブパーク個別就職相談会 サポステ京都南若者個別就労相談

【予約制】予約は商工観光課(☎983-2853)まで
専門相談員が求職者等の就職を支援します。時間は午前10時～午後2時。※事前予約制です。京都ジョブパーク(☎682-8915)、サポステ京都南(☎0774-54-5380)▶12月15日(木)商工観光課

ひきこもり相談窓口

ひきこもりで悩んでおられる人やご家族からの相談に応じ、必要とする支援を紹介します。専門の支援員がご自宅などに訪問することもできます。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、生活支援課(☎983-1138)

障がい者(児)相談

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時～3時。お問い合わせは障がい福祉課(☎983-2129)へ。
▶12月6日(火)市役所1階相談室(北玄関西側)。対象は聴覚障がい者・知的障がい者

消費生活相談

消費生活全般に関わる相談に公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時30分、生活情報センター(☎983-8400)

短 信

▶建設業退職金共済制度

安全で確実な国の制度。掛金の一部を国が助成し、全額非課税となります。詳しくは「建退共」で検索。
☎独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部(☎03-6731-2867)

▶特殊詐欺に注意

「還付金があるのでATMに行って」「電子マネーの番号を教えてください」「風邪をひいたのでお金が必要」「カードが不正利用されているので暗証番号を教えてください」などという詐欺の電話にだまされないよう注意してください。
☎八幡警察署(☎981-0110)

子宮頸がん・乳がん検診を受けましょう！**無料**

実施期間 令和5年2月28日(火)まで

新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、中止・延期する可能性があります。最新の情報は、市ホームページなどをご確認ください。

1 子宮頸がん検診 **要申込**

実施期間 令和5年2月28日(火)まで
申込期限 令和5年1月31日(火)まで※当日消印有効。
対象 20歳以上(令和5年3月31日時点)の女性※令和3年度に市の検診を受けた人(クーポン券受診者含む)は除く。
内容 問診、婦人科内診、子宮頸部細胞診
場所 京都府内の指定医療機関(市内は大塚産婦人科医院、おさむら産婦人科)

2 乳がん検診 **一部要申込**

実施期間 令和5年2月28日(火)まで
申込期限 令和5年1月31日(火)まで※当日消印有効。
対象 40歳以上(令和5年3月31日時点)の女性のうち西暦奇数年生まれの人※乳房形成術を受けたことのある人、妊娠中の人、ペースメーカーを装着している人、胸部の皮下に医療用具を埋め込んでいる人は受診できません。また、新型コロナワクチン接種後は脇のリンパ節が腫れることがあり、正確に検査できない場合があるので、接種時期にご注意ください。
内容 問診、マンモグラフィ(40歳代:2方向、50歳以上:1方向)
場所 京都府内の指定医療機関(男山病院、京都八幡病院、京都田辺中央病院は八幡市への申込不要。直接医療機関へ予約)※期間間際は予約が混み合います。余裕をもって受診してください。

※西暦偶数年生まれで令和3年度に市の検診を未受診の人のうち、検診を希望される人は健康推進課までお問い合わせください。

1・2 無料クーポン券対象の人へ

がん検診促進のために6月末に無料クーポン券を送付しています。使用期限は令和5年2月28日(火)までです。この機会にぜひ検診を受診してください。
※実施期間終盤は医療機関の混雑が予想されますので、早めの受診をお願いします。

各がん検診申込方法 1・2(一部) 共通

健康推進課で申し込みいただくか、ハガキに希望検診名・住所・氏名・生年月日・電話番号・受診する医療機関名を記入し、〒614-8501(住所不要)健康推進課へ。※子宮頸がん検診は、医療機関名の記入がない場合、市内用の案内を送付します。
固保健係 ☎983-1115

▶今からはじめる筋トレ講座

いくつになっても、筋力は鍛えることができます！自宅でも継続して行うことができるプログラムで、筋トレをはじめませんか？

日時 令和5年1月13日～2月17日の毎週金曜日、全6回。①午前10時～11時30分、②午後2時～3時30分

場所 ①福祉会館、②よりば路(京都八勝館横)

対象 65歳以上の市内在住の人
※ただし、介護保険の通所系サービス、または本市が実施する他の閉じこもり予防事業参加者は参加できません。※医療機関に通院中の人は、申し込み前に必ず主治医にご相談ください。現在治療中の病気がある人は、主治医の運動許可書等が必要となる場合があります。

定員 各クール15人(先着順)
参加費 1,100円(保険代)※途中退会でも返金不可。

その他 令和4年度中に同講座にご参加された人は、他の会場ではご参加いただけません。

固・固12月1日(木)～23日(金)に、申込用紙に必要事項を記入し、窓口を持参もしくは郵送、FAXで健康推進課 ☎983-1116、FAX972-

2520)へ。なお、申込用紙については、健康推進課、各会場に設置しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▶元気アップ体操教室

音楽体操、筋トレ、ストレッチ、体の動きをよくする体操など、動いて笑って、体と頭と心を元気にする運動教室です。

参加費 1回500円(初回は参加費無料。お得なパスポートもあります)

固特定非営利活動法人 元気アップ A G E プロジェクト ☎080-4242-4734

場所・日時	
①	文化センター 12月5日、12日。各日月曜日。 午後2時30分～4時
②	二区公会堂 12月19日。月曜日。午後2時30分～4時
③	地域包括ケア複合施設 Y M B T 12月5日、12日、19日。各日月曜日。午前10時～11時30分
④	よりば路(京都八勝館横) 12月7日、14日、21日。各日水曜日。午前10時～11時30分

※ほか、市内各所で実施しておりますので、お問い合わせください。

▶高齢者肺炎球菌ワクチン任意接種費用の一部助成

高齢者肺炎球菌ワクチンを任意で接種される費用の一部を助成します。
対象 65歳以上(令和5年3月31日時点)の人(健康保険を適用して接種する人は除く)

助成額 4,000円(助成は生涯で1回限り)

【予防接種の受け方】

全額を医療機関に支払い、後日、助成の申請をしてください(申請書は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます)。医療機関発行の領収書(接種者の氏名、接種年月日、接種費用、予防接種名、領収印のあるもの)、接種済証、印かん、預金通帳など振込先の分かるものを持参し、健康推進課へ。

高齢者肺炎球菌定期接種

65歳以上の定期予防接種対象者には個人通知を4月に郵送しています。60歳以上65歳未満(接種日当日)で、身体障がい1級と認定されている心臓・腎臓・呼吸器機能障がいのある人、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人も対象となります。詳しくは、健康推進課へお問い合わせください。

▶高齢者(65歳以上)のインフルエンザ予防接種

接種期間 令和5年1月31日(火)まで

申込期間 令和5年1月13日(金)まで

対象 65歳以上または60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能障がいがあり、身体障害者手帳の内部障害1級と認定されている人※年齢は接種日時点、市内に住民登録がある人。

費用 1,500円(市民税非課税世帯・生活保護世帯の人は、**接種前に**健康推進課で助成申請すると無料になります)※【表①】参考。

事前申込方法 申請書に記入し健康推進課へ提出してください(申請書は健康推進課窓口や市ホームページから入手できます)。

予防接種の申込方法

【表①】

①	八幡市協力医療機関【表②】で接種希望 自己負担1,500円(市民税課税世帯)	→	直接医療機関へ(市への申込不要) ※保険証または各種受給者証を持参
②	八幡市協力医療機関で接種希望 無料(市民税非課税世帯・生活保護世帯)	→	健康推進課へ 事前申し込み
③	八幡市協力医療機関以外または市外で接種希望	→	健康推進課へ 事前申し込み

※世帯とは、住民登録上の同一世帯員。

※②・③の接種後の申し込みはできません。

八幡市協力医療機関(高齢者インフルエンザ)

【表②】

医療機関名	住所	電話番号	予約(※1)
あさか内科医院	男山泉	468-3712	要(※2)
いばら木整形外科医院	八幡三本橋	983-5656	不要
入江医院	男山長沢	983-1718	不要
大塚産婦人科医院	男山長沢	982-1866	要
大森医院	橋本栗ヶ谷	971-0033	不要
小川医院	男山泉	963-5790	要
長村内科医院	内里内	981-1023	要
男山病院	男山泉	983-0001	要
かたやまクリニック	欽明台中央	982-8181	要
京都八幡病院	川口別所	971-2001	要
工藤内科クリニック	橋本東原	982-0151	不要
小糸医院	男山金振	983-5110	不要
しげまつ耳鼻咽喉科医院	男山長沢	981-8733	要
下野医院	八幡平谷	981-0030	不要
すぎたに内科クリニック	八幡中ノ山	971-7878	要
たまがきあやこキッズクリニック	欽明台中央	205-1646	要
となみクリニック	八幡樋ノ口	633-5565	不要
なかじま整形外科リウマチクリニック	欽明台中央	971-0012	要
中村診療所	八幡山柴	981-0510	要
にのゆ耳鼻咽喉科医院	八幡三本橋	981-8878	要
ふじさわ皮膚科クリニック	欽明台北	972-2860	不要
みぎはし医院	男山竹園	981-0282	要(※3)
みのやま病院	欽明台北	983-1201	要
みよし内科・消化器科	八幡柿ヶ谷	981-6860	要
むらたファミリークリニック	男山石城	925-6030	要
もりおか耳鼻咽喉科医院	男山金振	972-5733	要
やすだこどもクリニック	欽明台西	971-1102	要
山下医院	橋本向山	982-2310	不要
八幡中央病院	八幡五反田	983-0119	要

※1 インフルエンザワクチンの入荷・準備状況は、各医療機関で異なります。高齢者インフルエンザの予約受付時間は各医療機関の診察時間内。

※2 あさか内科医院は定期投薬のある人のみ。

※3 みぎはし医院は月・火・水・金曜日の午後4時～6時、ホームページまたは電話にて予約受付。

保健医療

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ(個別に問い合わせがあるものを除く)。
 ◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
 ◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
 ◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

12月の各種健康相談

▽窓口健康相談

20日(火)母子健康センター(要予約)
 ・40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。

▽高齢者健康相談

15日(木)南ヶ丘老人の家
 22日(木)八寿園(要予約)
 ・65歳以上が対象。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。
 ・上記の施設以外でも、日時・場所などご希望がある場合はご連絡ください。

※時間は午前9時30分～11時(ただし、八寿園は10時30分まで)。
 ※要予約の会場での健康相談は事前に保健係(☎983-1115)へ予約を。

休日応急診療所

☎983-3001(事前予約制)

診療日 日曜日・祝日・年末年始
 場所 八幡園内73-3(市役所北側)
 診療科目 内科・小児科
 受付時間 午前11時30分～午後5時30分
 診療時間 正午～

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、待合室での混雑を防ぐため、季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症などの検査は行いませんので、ご注意ください。

小児救急医療

次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。
 ●男山病院(☎983-0001)
 毎週金曜日(祝日は除く)
 午後6時～翌朝8時
 ●宇治徳洲会病院(☎0774-20-1111)
 24時間365日
 ●京都田辺中央病院(☎0774-63-1111)
 24時間365日

小児救急医療電話相談

☎#8000または☎661-5596

小児科担当看護師や小児科医師が、休日、夜間の電話相談に応じます。
 相談時間 午後7時～翌朝8時
 ※土曜日は午後3時～翌朝8時

救急の電話相談窓口

☎#7119または☎0570-00-7119

急な病気やケガで迷ったら、お電話ください。看護師等が相談に応じます。
 開設時間 24時間365日
 対象 全年齢

12月の乳幼児健康診査・すこやか子ども相談のご案内

保健係(☎983-1115)

事業名	会場	日程	受付時間	対象	1月の日程
4カ月児健康診査	母子健康センター	22日(木)	午後1時～2時	令和4年8月4日～8月27日生	20日(金)
10カ月児健康相談	母子健康センター	14日(水)	午前9時30分～10時30分	令和4年1月生	24日(火)
1歳8カ月児健康診査	母子健康センター	13日(火)	午後1時～2時	令和3年3月19日～4月3日生	16日(月)
3歳児健康診査	母子健康センター	20日(火) 21日(水)	午後1時～2時	令和元年6月生	17日(火) 18日(水)
すこやか子ども相談	子ども・子育て支援センター(すくすくの杜)			0歳から就学前までの乳幼児で希望があれば、お電話で予約の上、母子健康手帳を持って会場へお越しください。	10日(火) ※午前開催
	母子健康センター	6日(火)	午前9時30分～10時30分		19日(木) ※午後開催

定期予防接種のお知らせ

保健係(☎983-1115)

【集団予防接種】

BCG予防接種

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、母子健康センターでのBCG予防接種は予約制で実施します。対象者には個別に案内を送付します。また、当面の間、市内一部の医療機関での個別接種も選択できます。個別接種を希望される人は、事前に必ず健康推進課までご連絡ください。

日時・場所 12月8日(木) 午後1時10分～2時10分・母子健康センター(予約制)

対象 令和4年6月生

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期となる場合は、個別連絡や市ホームページでお知らせします。

次回の日程は、令和5年1月11日(水)です。

【個別予防接種】

対象者には個別通知を行っています。送付された予診票と母子健康手帳、健康保険証など、住所が確認できるものを必ず持参して、予診票裏面の指定医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

ヒブ・小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)、麻しん風しん混合(MR)、水痘、二種混合(ジフテリア・破傷風)、日本脳炎(※①・②)、HPV(子宮頸がん予防)ワクチン(※③)、ロタ

※①特例対象者について、平成14年4月2日～平成19年4月1日生で20歳未満の人は第1期・第2期の接種不足回数分の接種を受けることができます。

※②優先接種の終了に伴い、しばらくは接種希望者が集中し、予約が取りづらくなるのが予想されますのでご注意ください。また、接種をお待ちいただいていた令和4年度で5歳・10歳になる人には、誕生月の月末に予診票を送付します。それ以前に接種を希望される場合は、健康推進課までご連絡ください。

※③積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった人については、接種機会の提供(キャッチアップ接種)があります。対象者には個別通知を行っています。

対象者 平成9年4月2日～平成18年4月1日生の女子で未接種の人

対象期間 令和4年4月～令和7年3月末

【注意事項】

- ◆接種の際は、母子健康手帳・予診票が必ず必要です。(個別接種の場合は、健康保険証などの住所が確認できるものも必要)
- ◆母子健康手帳・予診票を忘れた場合、接種を受けることができませんのでご注意ください。
- ◆通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は健康推進課まで申し込みください。(電話申込可)
- ◆市外での接種を希望する人は、2週間前までに健康推進課へご連絡ください。
- ◆特別な事情等により、対象年齢内に接種できなかった場合には、健康推進課へご相談ください。



▶出張がん個別相談

日時 1月10日(火)、2月14日(火)、3月14日(火)。各日、午後1時30分～3時30分※要予約。相談無料。

場所 山城北保健所(宇治市宇治若森7-6)

☎・☎実施日の前日までに、電話で京都府がん総合相談支援センター(☎0120-078-394、平日の午後4時まで)へ

▶「歯科衛生士」「保健師」「看護師」「助産師」会計年度任用職員募集

勤務内容 新生児訪問、乳幼児健診、予防接種、がん検診など
 勤務開始日・時間 相談に応じ決定します。健康推進課へご相談ください。

保健係(☎983-1115)

▶医療従事者の届け出は令和5年1月16日までにお願いします

今年は、医療従事者の資格保有者の届け出の年です。この届け出は、関係法令により、2年ごとに12月31日現在の就業状況などを届け出いただくもので、医療および公衆衛生行政を進める上で重要な資料となります。

▶マタニティスクール

これからお父さん、お母さんになる人が対象。(先着10組)

「出産の準備と育児&妊娠中の食事&絵本のお話」

▶令和5年2月17日(金) 午後1時30分～3時30分、母子健康センター2階※12月実施分は定員に達しました。

☎・☎右記のQRコードまたは電話で保健係(☎983-1115)へ



▶離乳食教室 ～大人ご飯と一緒に作る簡単離乳食～

日時 12月15日(木) 午後1時30分～3時

場所 文化センター3階

対象 生後4カ月～1歳未満のお子さんのいる保護者

定員 おおむね先着7組

持ち物 筆記用具、母子健康手帳

内容 5～11カ月の離乳食の講義

と調理見学(試食はありません)

☎・☎12月8日(木)までに電話で保健係(☎983-1115)へ(当日欠席のときは必ず連絡してください)

▶ご近所筋トレ(運動普及講座)

近所の人とグループになって、DVDを見ながら30分程度の筋トレに取り組みませんか?

対象 65歳以上の市内在住の人による5人以上のグループ

参加条件 同じ会場・曜日・時間で週1回以上取り組むこと、DVDの再生機器を準備すること

内容 最初4回は市職員との体力測定や体操、5回目以降はグループでDVDを見ながらのトレーニング

その他 DVD、運動マニュアル、人数分のトレーニング用ゴムバンドを提供

☎・☎電話または直接窓口で、健康推進課(☎983-1116)へ

全ての医師・歯科医師・薬剤師	住所地または就業地の最寄りの保健所
保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士	◆就業地が京都市内の人 京都府健康福祉部医療課(☎414-4746)
として業務に従事している人	◆就業地が京都市外の人 就業地の最寄りの保健所

ます。該当者は、必ず令和5年1月16日(月)までに届け出を済ませてください。
 ☎山城北保健所 企画調整課(〒611-0021宇治市宇治若森7-6、☎0774-21-2194)へ



秋色のまち 満喫

市内9社寺等 文化財一斉公開

11月19日、20日の2日間、紅葉に彩られた市内9社寺等で「京都やわたの紅葉満喫秋の文化財一斉公開」が実施され、たくさんの来訪者が八幡の秋を満喫しました。

同日イベントは、市内の社寺等における文化財の公開を通じて、八幡の歴史や文化の魅力をもっと多くの人に伝えようと観光協会が毎年主催。

文化財の公開にあわせ「秋の華めぐり」と題し、趣向を凝らした花手水や生け花で来訪者をお出迎え。色彩豊かに飾りつけられた手水舎を写真に撮るなどして楽しむ人でもぎわいました。

また期間中は、各社寺での特別拝観のほか、江戸時代の幕府領の庄屋で国の重要文化財である伊佐家住宅の見学や、国指定史跡にある八角堂の特別公開などが行われ、来訪者は普段なかなか見られない文化財を眺めながら、秋のひとときを満喫していました。



写真右上：花手水を楽しむ来訪者（石清水八幡宮）
同左上：特別公開が行われた八角堂の内部
同右下：紅葉を眺めながら歩く来訪者（善法律寺）

実験道具「エッキー」を使って液状化を観察する子どもたち



こども防災デイキャンプ

小学校で「避難所」防災体験

液状化実験やクイズ学習も

体験を通じて防災を学ぶ「こども防災デイキャンプ」が11月12日、八幡小学校で開催され、市内の小学生45人がさまざまな防災プログラムに取り組みました。

同日イベントは、いつ起こるか分からない災害に備え、子どもたちに防災意識や非常時に役立つ知識を身につけてもらおうと市が主催。

参加者は5つの隊に分かれ、避難所で使用する段ボールベッドやマンホールトイレなどの設営のほか、ポリ袋でご飯を炊く方法などを学びました。

また、地震による液状化現象を知るコーナーでは、ペットボトルに砂と水、建物を模したボールやマップピンを入れた実験道具「エッキー」を作製。一度逆さにした後、ペットボトルを指でたたいて振動を与えると、砂に埋まっていたマップピンが浮きあがってくる液状化の様子を観察し、楽しみながら防災知識を習得していました。

ほかにも、水害の歴史や三川合流に関するクイズ形式での学習、市が災害時等に使用するドローンの紹介などを受けました。

山崎風くん(7)は、「勉強になった。段ボールでいろいろ作るのが楽しかった」と話していました。

まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課までお寄せください。

第50回八幡市民文化祭 展示部門

市制施行45周年 記念コンサート開催

第50回八幡市民文化祭の展示部門が10月29日・30日、文化センターで開催されました。

市や市文化協会が主催。今年展示部門を10月に、舞台部門を11月に開催しました。

会場の文化センターには、絵画や洋裁、書など、出品者の力作がずらりと並び、多くの人が見入っていました。

30日には、市制施行45周年を祝い、記念コンサートを開催。同協会民謡部会の演奏で、舞踊部会などが「八幡音頭」など2曲を披露。フィナーレには出演者全員で「ふるさと」を斉唱。会場からは惜しめない拍手が送られ、盛況のうちに閉幕しました。

さらに、京都フィルハーモニー室内合奏団と本市出身の松本ちひろさん、村西俊之さんと、市内中・高等学校吹奏楽部が共演し、「アフリカンシンフォニー」「宝島」の2曲を披露。フィナーレには出演者全員で「ふるさと」を斉唱。会場からは惜しめない拍手が送られ、盛況のうちに閉幕しました。

絵画・洋裁・書：会場内に力作ずらり



記念コンサートの様子